

平成 2 1 年 第 1 回 御代田町 議会 定例会 議事日程 (第 1 号)

平成 2 1 年 3 月 6 日 開会

- 日程第 1 開会宣言
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 会議録署名議員の指名
- 日程第 4 町長招集あいさつ
- 議案上程
- 日程第 5 議案第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第 6 議案第 3 号 御代田財産区管理会委員の選任について
- 日程第 7 議案第 4 号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 8 議案第 5 号 御代田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する条例案について
- 日程第 9 議案第 6 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 0 議案第 7 号 御代田町敬老年金条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 1 議案第 8 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 2 議案第 9 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 3 議案第 1 0 号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について
- 日程第 1 4 議案第 1 1 号 平成 2 1 年度御代田町一般会計予算案について
- 日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案について
- 日程第 1 6 議案第 1 3 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案について
- 日程第 1 7 議案第 1 4 号 平成 2 1 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案について
- 日程第 1 8 議案第 1 5 号 平成 2 1 年度御代田町老人保健医療特別会計予算案について
- 日程第 1 9 議案第 1 6 号 平成 2 1 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案につ

いて

- 日程第 2 0 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案について
- 日程第 2 1 議案第 1 8 号 平成 2 1 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について
- 日程第 2 2 議案第 1 9 号 平成 2 1 年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 2 3 議案第 2 0 号 平成 2 1 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について
- 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について
- 日程第 2 5 議案第 2 2 号 平成 2 1 年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案について
- 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について
- 日程第 2 7 議案第 2 4 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案（第 6 号）について
- 日程第 2 8 議案第 2 5 号 平成 2 0 年度御代田町一般会計補正予算案（第 7 号）について
- 日程第 2 9 議案第 2 6 号 平成 2 0 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 3 0 議案第 2 7 号 平成 2 0 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案について
- 日程第 3 1 議案第 2 8 号 平成 2 0 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案について
- 日程第 3 2 議案第 2 9 号 平成 2 0 年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案について
- 日程第 3 3 議案第 3 0 号 平成 2 0 年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案について
- 日程第 3 4 議案第 3 1 号 平成 2 0 年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について

- 日程第 3 5 議案第 3 2 号 平成 2 0 年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 3 6 議案第 3 3 号 平成 2 0 年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について
- 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について
- 日程第 3 8 平成 2 1 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告について
- 日程第 3 9 平成 2 0 年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第 1 回補正予算の報告について
- 日程第 4 0 陳情第 2 6 号 所得割重視の国保税（料）を求める陳情
（継続審査）
- 日程第 4 1 陳情第 2 7 号 介護保険料を所得比例中心に変更することを求める陳情
（継続審査）

平成 2 1 年 第 1 回 定 例 会 会 議 録

招 集 年 月 日	平成 2 1 年 3 月 6 日		
招 集 の 場 所	御 代 田 町 議 事 堂		
開 閉 会 日 時	開 会	平成 2 1 年 3 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	閉 会	平成 2 1 年 3 月 1 6 日	午前 1 0 時 5 2 分

第 1 日 目

開 議 ・ 散 会 の 日 時	開 議	平成 2 1 年 3 月 6 日	午前 1 0 時 0 0 分
	散 会	平成 2 1 年 3 月 6 日	午後 5 時 2 5 分

出席及び欠席議員の氏名、席次

議 席	氏 名	出欠席	議 席	氏 名	出欠席
1	古 越 日 里	出 席	8	柳 澤 治	出 席
2	古 越 弘	出 席	9	朝 倉 謙 一	出 席
3	武 井 武	出 席	1 0	中 山 美 博	出 席
4	笹 沢 武	出 席	1 1	荻 原 達 久	出 席
5	柳 澤 嘉 勝	出 席	1 2	内 堀 恵 人	出 席
6	土 屋 実	出 席	1 3	内 堀 千 恵 子	出 席
7	市 村 千 恵 子	出 席			

会 議 録 署 名 議 員	3 番 武 井 武
	4 番 笹 沢 武

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事 務 局 長	荻 原 謙 一
係 長	茂 木 康 生

説明のため出席した者の職氏名

町 長	茂 木 祐 司	副 町 長	中 山 悟
教 育 長	高 山 佐 喜 男	会 計 管 理 者	南 沢 一 人
総 務 課 長	古 越 敏 男	企 画 財 政 課 長	内 堀 豊 彦
税 務 課 長	清 水 成 信	教 育 次 長	荻 原 眞 一
町 民 課 長	小 平 嘉 之	保 健 福 祉 課 長	土 屋 和 明
産 業 経 済 課 長	武 者 建 一 郎	建 設 課 長	笠 井 吉 一
消 防 課 長	木 内 幹 夫		
議 事 日 程	別 紙		
議 長 の 諸 報 告	別 紙		
会 議 事 件	別 紙		
会 議 の 経 過	別 紙		

第 1 回定例会会議録

平成 2 1 年 3 月 6 日 (金)

開 会 午前 1 0 時 0 0 分

- - - 日程第 1 開会宣言 - - -

○議長 (内堀千恵子君) あらためまして、おはようございます。

これより、平成 2 1 年第 1 回御代田町議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は 1 3 名、全員の出席であります。

理事者側でも全員の出席であります。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

- - - 諸般の報告 - - -

日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

荻原謙一議会事務局長。

(議会事務局長 荻原謙一君 登壇)

○議会事務局長 (荻原謙一君) 書類番号 1 をご覧いただきたいと思います。

諸般の報告

平成 2 1 年 3 月 6 日

1 . 本定例会に別紙配布のとおり町長から議案 3 3 件、報告 2 件が提出されてい
ます。

2 . 監査委員より監査報告が別紙のとおりありました。

3 . 本定例会に説明のため、町長ほか関係者に出席を求めました。

4 . 本定例会における一般質問通告者は、古越日里議員他 6 名であります。

5 . 閉会中における報告事項は別紙のとおりです。

次のページからは監査委員からの定例監査、例月出納検査報告書でございますの
で、後ほどご覧をいただきたいと思います。

また、閉会中の報告事項につきましては、全員協議会の折りに報告させていただ
きますので、この場においては省略させていただきます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

- - - 日程第2 会期決定 - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第2 会期決定の件を議題といたします。

本定例会の会期は、あらかじめ議会運営委員会を開催し、審議してございますので、議会運営委員長より報告を求めます。

朝倉謙一議会運営委員長。

（議会運営委員長 朝倉謙一君 登壇）

○議会運営委員長（朝倉謙一君） あらためまして、おはようございます。

それでは報告をいたします。

去る2月27日、午前10時より、議会運営委員会を開催し、平成21年第1回御代田町議会定例会に提出予定の議案、一般質問等について、審議日程等を検討したので、その結果を報告いたします。

本定例会に町長から提案されます案件は、人事案2件、条例案7件、予算案24件、報告2件、計35件であります。

12月定例会以降提出されました陳情等はございませんでした。

会期は、本日より3月16日までの11日間とすることに決定をいたしました。

次に、審議日程につきましては、書類番号1をご覧いただきたいと思います。

それでは会期及び審議予定表を出していただきたいと思います。

それでは説明いたします。

平成21年第1回御代田町定例会議会定例会会期及び審議予定表

日時・月日・曜日・開議時刻・内容

第1日目	3月6日	金曜日	午前10時	開会
				会期の決定
				諸般の報告
				会議録署名議員の指名
				町長招集のあいさつ
				議案上程
				議案に対する質疑
				議案の委員会付託

第 2 日目	3 月 7 日	土曜日		議案の調査
第 3 日目	3 月 8 日	日曜日		議案の調査
第 4 日目	3 月 9 日	月曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 5 日目	3 月 1 0 日	火曜日	午前 1 0 時	一般質問
第 6 日目	3 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 7 日目	3 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	常任委員会
第 8 日目	3 月 1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	全員協議会
第 9 日目	3 月 1 4 日	土曜日		休会
第 1 0 日目	3 月 1 5 日	日曜日		休会
第 1 1 日目	3 月 1 6 日	月曜日	午前 1 0 時	委員長報告 質疑・討論・採決 閉会

常任委員会開催日程

総務福祉文教常任委員会

3 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	大会議室
3 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	大会議室

町民建設経済常任委員会

3 月 1 1 日	水曜日	午前 1 0 時	議場
3 月 1 2 日	木曜日	午前 1 0 時	議場

全員協議会開催日程

3 月 1 3 日	金曜日	午前 1 0 時	大会議室
-----------	-----	----------	------

以上で報告を終わります。

○議長（内堀千恵子君） ただいま、議会運営委員長から報告のありましたとおり、本日より 3 月 1 6 日までの 1 1 日間といたしたいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日より 3 月 1 6 日までの 1 1 日間と決しました。

○議長（内堀千恵子君） 日程第3 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において

3番 武井 武議員

4番 笹沢 武議員

を指名いたします。

- - - 日程第4 町長招集あいさつ - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第4 議会招集のあいさつを求めます。

茂木祐司町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 議員の皆さまには、時節柄、大変お忙しい時期にもかかわらず、全員のご出席をいただきまして、平成21年第1回御代田町議会定例会が開催できますことに、心より感謝を申し上げます。

ますます悪化の一途をたどる世界的な金融危機と経済不況の中で、御代田町としては、昨年末から、近隣市町村に先駆けて経済対策を実施してまいりました。国においては、こうした重要な局面にもかかわらず、政局が混乱を続けており、地方自治体の運営にも混乱を招いております。こうしたときに、地方自治体は何をすべきなのか、その真価がいま大きく問われていると実感をしております。私たちは、町民の皆さまと暮らしの現場で直接向き合う最前線の行政として、かつ、住民の安全、健康、福祉の保持に責任を負う地方自治体としての役割を果たし、町民の皆さまにとって必要な対策を着実に進めていくことが求められております。

最近、一橋大学名誉教授の中谷巖さんという方が『資本主義はなぜ自戒したのか』という本を出版して、幾つかの新聞などに紹介されています。この方は、経済戦略会議のメンバーとして、規制緩和など構造改革の提言を取りまとめ、新自由主義的構造改革の急先鋒であった人物ですが、その人がアメリカ型の市場原理主義を金科玉条にして進めた新自由主義は、貧困層を増加させ、社会を解体し、環境破壊をもたらしていると自らの反省を込めて告発しています。

最近、こうした論調が専門家による解説やテレビ報道などで見られますが、それほど現在の日本の経済が陥っている病気が重いし、この新自由主義経済からの脱却という根本的な部分にメスが入らなければ、本格的な経済の復調は難しいのではな

いかというのが、率直な私の感想です。だからといって、私たちは悲観論に陥るのではなく、やるべきことを全力を挙げて着実に実行すれば、必ず道は開けると考えております。

現在の複雑な情勢のもとで、私たちに必要なことは、目は世界と日本の動向を正確にとらえながら、足は御代田の大地をしっかりと踏みしめて生きるということをして、全職員共通の理念として、地域経済が困難な状況にあり、更に雇用情勢の悪化などによって、町民の皆さまの暮らしが深刻化しようとしているときだからこそ、私たちは地域経済と町民生活をあらゆる知恵と力、組織の総力を挙げて下支えをしていかなければならないと考えています。したがって、新年度予算の編成につきましては、これまで以上に積極的な姿勢での事業展開を基本に、将来的な財政推計を行い、見通しを十分に検討して明確にした中で、新年度予算案として取りまとめて提案をさせていただきました。

昨年末から実施している緊急経済対策の主な事業の進捗状況について、報告をさせていただきます。

まず、緊急経済対策本部の相談窓口の相談件数については、15件で、内容は求職に関するものが6件、その他住居や税金に関する相談であり、それぞれ担当課で対応しました。そのうち、ポルトガル語通訳の対応は8件でした。商工業者への融資に対する利子補給事業については、申込総額2億4,950万円に対し、25件、1億6,250万円の融資が利子補給の対象となっています。

臨時職員については、5名を雇用し、浅間山麓での有害鳥獣による農作物被害防止を目的に、千メートル林道の国有林に緩衝帯を整備するもので、約3キロの目標に対して1.3キロが整備できました。併せて、児玉地区に被害が集中しているカラスの駆除にも、檻を設置して取り組みを始めているところであります。

福祉灯油の支給事業の関係では、対象者523世帯に対して、申請済の世帯は382世帯、児童生徒の学用品等に対する就学奨励援助は、北小、南小ともに1件、保育料の2分の1軽減は2件でした。

公共事業の関係では、28事業についてすべて発注が終了し、既に工事が始まっています。また、入札差金を活用して、7事業の追加を行いました。

なお、妊産婦健診につきましては、御代田町としましても、4月1日より、これまでの5回から14回に健診回数を増やす措置をとりました。現在、妊娠中の方も

適用となりますので、ご報告させていただきます。

さて、本定例会に提案いたします案件は、平成21年度予算案を中心に35件です。人事案件2件、条例の制定と改正案件7件、当初予算案13件、補正予算案11件、報告2件です。

人事案は、人権擁護委員1名増員に伴う人権擁護委員の推薦、4年の任期満了に伴う御代田財産区管理委員の選任、条例案では、第4期分の介護保険料改正で、この間の努力により、第3期と比較して基準額の平均で年間1,920円の引き下げとなったための介護保険条例の一部改正と、介護従事者の処遇改善を図るための介護報酬の改正です。このため、介護保険料が上がるのを抑制するために、介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定します。

ほかには、福祉医療費給付条例の一部改正、敬老年金条例の一部改正、特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正、保育料徴収条例の一部改正、手数料徴収条例の一部改正です。

平成21年度当初予算の大きな特徴は、大型事業となる御代田中学校の建設事業がいよいよ始まることと、5カ年計画で実施するまちづくり交付金事業も初年度となることから、一般会計の総予算額が60億円を超える規模となり、平成14年度以来7年ぶりとなる大きな予算額となります。長期振興計画、自律協働のまちづくり推進計画を基本とし、健全財政を堅持しながら、事業効果などを十分検討し、予算編成を行いました。

一般会計の予算額は、歳入、歳出、それぞれ66億5,947万円で、前年度に比べまして18億454万円、37.2%の増額となっています。

歳入では、町税で法人町民税が世界的な景気低迷が続く中で、企業の業績が低下する見込みにより、9,720万円の減額、地方交付税は特別枠の地域雇用創出推進費を見込んで、2,850万円の減額、基金繰入金では起債の返済を平準化するために繰上償還を実施する予定で、減債基金等を取り崩すため、6億8,271万円の増額、町債では地方交付税を補う臨時財政対策債のほか、中学校建設関連の教育施設整備債、まちづくり交付金事業債等の有利な起債の調達により、財政負担を将来に向けて平準化し、一般財源の一時的な持ち出しを少なくするために、7億6,240万円の増額です。

歳出につきましては、総務費では新たな事業として、各区の防犯灯の電気料を町

が2分の1以内の割合で補助を行うための補助金として200万円、御代田駅ホームの乗り降りの段差を解消するための嵩上げ工事補助金で1,010万円などですが、全体では1億1,272万円の減額です。

民生費では、新たな事業として、障害者への福祉タクシー利用に対する助成事業として120万円、子育て支援策として、保育園、幼稚園、家庭での保育など、保育の形態にかかわらず、3歳になったすべての子どもの世帯に一律2万円を支給する子育て応援金として340万円、介護保険特別会計への繰出金などで、全体で2,211万円の減額です。

衛生費では、浅籠環境施設組合の負担金が1億669万円に増加したことなどにより、全体で1,832万円の増額となります。

農林水産費では、新しい事業として、化学肥料の削減と根腐れ病対策として燕麦とライ麦を蒔いた農家に、種代の補助を行う肥料高騰対策補助金として210万円、農振農用地内の耕作放棄地を農地に再生利用するための耕作放棄地解消補助事業として81万円、まちづくり交付金事業による水路改修の関連事業で3,956万円など、全体で2,427万円の増額です。

土木費では、まちづくり交付金事業による道路改良関連の経費として4億5,654万円や下水道事業特別会計への繰出金の増加などにより、全体では4億9,618万円の増額となっています。

教育費につきましては、中学校建設関連の事業として10億2,496万円、南北小学校の校舍棟耐震補強工事、社会体育施設利用促進工事などで、全体で9億66万円の大幅な増額となっています。

公債費につきましては、平成23年度に突出する返済を避け、繰上償還により平準化を図るため、4億5,096万円の増額となっています。また、特別会計につきましては、12特別会計の総額は、36億1,243万円で、前年に比べ8,021万円、2.3%の増額となっています。この主な要因は、公共下水道特別会計において浄化管理センター増設工事9,600万円並びに繰上償還金の増額によるものであります。

平成20年度一般会計補正予算(第6号)につきましては、国の第二次補正予算関連予算で、総務費へ低額給付金並びに児童福祉費へ子育て応援特別手当を計上したもので、総額に歳入、歳出、それぞれ2億4,856万円を追加し、53億

8,502万円とするものです。

平成20年度一般会計補正予算(第7号)の概要ですが、総額から歳入、歳出、それぞれ2,554万円を減額し、合計53億5,949万円とするものです。

歳入の主な内容は、町税では個人町民税譲渡所得の増により、2,190万円の増額、地方消費税交付金等は確定による減額、国庫支出金、町債については、災害復旧費の確定による減額です。

歳出の主な内容は、総務費で電算委託料等の不用額の減額、民生費では国保特別会計などの繰入金等の減額、衛生費では清掃費で浅麓地域ごみ処理共同事業補償金2,800万円の計上による増額、災害復旧費では、事業費の確定による5,572万円の減額を計上しました。

また、特別会計の補正予算の主な内容につきましては、国保特別会計では保険給付費等の確定に伴い8,177万円の減額補正、介護保険特別会計では保険給付費の減額、財政安定化基金償還金の一般会計より繰入分の差し戻し等で1,061万円の減額補正、下水道特別会計では不用額の減額と消費税納付額の確定により790万円の増額補正を計上しました。

以上、概要を申し上げます。詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議をいただき、原案どおりのご採決をお願い申し上げます。第1回御代田町議会定例会招集のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長(内堀千恵子君) これより、議案を上程いたします。

- - - 日程第5 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第5 議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の4ページをお願いいたします。

議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

ご説明いたします。

昨年秋に長野中央法務局佐久支局長から御代田町の人権擁護委員の増員要請がございました。当町の人口規模での定員枠は5名とのことでございますけれども、現在、男性2名、女性1名の計3名となっております。

こうした状況から、町では1名増員したいということを考えまして、人権擁護委員候補者を推薦するにあたりまして、人権擁護委員法第6条3項の規定により、議会の同意を求めようとするものであります。

推薦したいと考えておりますのは

住 所 御代田町大字草越1173番地1082

氏 名 柏 木 八重子

生年月日 昭和23年6月23日

であります。

柏木さんは現在、佐久少年警察ボランティア協会副会長並びに南小学校評議委員をお務めございまして、青少年の人権尊重の活動をなさっておられます。

また、昨今は女性に関する人権相談も多くなってきていることから、女性の人権擁護委員の登用が求められております。

以上が推薦理由であります。よろしくご審議のうえ、ご同意を賜りますようお願いいたします。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思っております。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第2号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 日程第 6 議案第 3 号 御代田財産区管理会委員の選任について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 6 議案第 3 号 御代田財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 5 ページをお願いいたします。

議案第 3 号 御代田財産区管理会委員の選任について

下記の者を御代田財産区管理会の委員に選任したいから、御代田財産区管理会協議書第 3 条の規定により、議会の同意を求める。

この同意につきましては、任期満了によるものでございます。

記

住 所 御代田町大字御代田 2 4 8 5 番地 6

氏 名 森 泉 正 男

生年月日 昭和 1 0 年 1 0 月 1 8 日

住 所 御代田町大字御代田 2 6 2 1 番地イ

氏 名 板 橋 三 雄

生年月日 昭和 2 4 年 1 1 月 3 日

住 所 御代田町大字御代田 2 1 7 1 番地

氏 名 市 川 誠

生年月日 昭和 8 年 7 月 1 5 日

住 所 御代田町大字御代田 3 8 7 1 番地 1

氏 名 土 屋 延 男

生年月日 昭和 1 5 年 1 月 2 2 日

住 所 御代田町大字御代田 3 0 3 5 番地 5

氏 名 柳 澤 忠 良

生年月日 昭和14年2月26日

住 所 御代田町大字御代田1809番地

氏 名 尾 台 吉 正

生年月日 昭和15年5月2日

住 所 御代田町大字御代田2429番地7

氏 名 櫻 井 平次郎

生年月日 昭和29年2月9日

選出方法ですけれども、区からの推薦でございます。任期につきましては、平成21年4月1日から平成25年3月31日までの4年間でございます。

ご審議いただき、ご同意の方、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

お諮りいたします。

本案は質疑、討論を省略し、直ちに採決に付したいと思えます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認め、議案第3号を採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第3号 御代田財産区管理委員会委員の選任については、原案のとおり同意することに決しました。

- - - 日程第7 議案第4号 御代田町介護保険条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第7 議案第4号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) 議案書の6ページをお願いいたします。

議案第4号 御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案についてでございます。

これにつきましては、3年に一度の介護保険事業計画の見直しにより、平成21年度から23年度の第4期の介護保険料の額の改正と、それから平成21年度から23年度までにおける保険料率の特例について、附則を定めるものでございます。次の7ページをお願いいたします。

御代田町介護保険条例の一部を改正する条例案

御代田町介護保険条例(平成12年御代田町条例第8号)の一部を次のように改正する。

第6条中「平成18年度から平成20年度」を「平成21年度から平成23年度」に、「2万7,600円」を「2万6,640円」に、「3万3,120円」を「2万6,640円」に、「4万1,400円」を「3万9,960円」に、「5万5,200円」を「5万3,280円」に、「6万9,000円」を「6万6,600円」に、「8万2,800円」を「7万9,920円」に改める。

附 則

(施行期日)第1条 この条例は平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)第2条 改正後の御代田町介護保険条例第6条の規定は、平成21年度以降の年度分の保険料から適用し、平成20年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

(平成21年度から平成23年度までにおける保険料率の特例)第3条 令附則第9条第1項及び第2項(同条第3項及び第4項において準用する場合を含む。)に規定する第1号被保険者の平成21年度から23年度までの保険料率は、第6条第1項の規定にかかわらず、4万7,950円とする。

8ページの新旧対照表をご覧ください。

今回の改正の概要についてご説明をいたします。

新旧対照表の下段の保険料の比較をご覧くださいと思います。

基準額、新保険料の欄の第4階層の2でございます。1,920円の減額となり

ます。これを基準に、第2階層では調整率を0.6から0.5に、新たに設けました第4階層の1では、同じく1.0から0.9に、それぞれを見直しを行いました。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第8 議案第5号 御代田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を
制定する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第8 議案第5号 御代田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） 議案書の9ページをお願いいたします。

議案第5号 御代田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例を制定する条例案についてであります。

これにつきましては、平成21年度の介護報酬の改定により、介護報酬が3%上昇しますが、これに伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、国庫より介護従事者処遇改善臨時特例交付金が交付されます。この交付金について基金編入して運用することとされておりますため、標記の条例を定めるものでございます。

10ページをお願いいたします。

御代田町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例（案）

（設置の目的）第1条 介護従事者の処遇改善を図るという平成21年度の介護報酬の改定の趣旨等にかんがみ、当該改定に伴う介護保険料の急激な上昇を抑制するため、御代田町介護従事者処遇改善臨時特例基金（以下「基金」と言う。）を設

置する。

(基金の額)第2条 基金として積み立てる額は、御代田町が交付を受ける介護従事者処遇改善臨時特例交付金の額とする。

(管理)第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他もっとも確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2、基金に属する現金は、必要に応じ、もっとも確実有利な有価証券にかえることができる。

(運用益の処理)第4条 基金の運用から生ずる利益は、介護保険特別会計予算に計上して、この基金に編入するものとする。

(繰替運用)第5条 町長は、財政上必要があると認められるときは、確実な繰り戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰替えて運用することができる。

(処分)第6条 基金は次の各号に掲げる場合に限り、これを処分することができる。

(1) 御代田町が行う介護保険にかかる第1号被保険者の介護保険料について、平成21年4月施行の介護報酬の改定に伴う増加額を軽減するための財源に充てる場合

(2) 前号の介護保険料の軽減にかかる広報啓発、介護保険料の賦課徴収にかかる電算処理システムの整備に要する費用その他当該軽減措置の円滑な実施のための準備経費等の財源に充てる場合

(委任)第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)1 この条例は、公布の日から施行する。

(この条例の失効)2 この条例は、平成24年3月31日に限り、その効力を失う。この場合において、基金に残額があるときは、当該基金の残額を予算に計上し、国庫に納付するものとする。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

(3 番 武井 武君 登壇)

○ 3 番 (武井 武君) 3 番、武井であります。

単純なことで大変申しわけございませんが、1 点だけお聞かせください。

第 2 条に基金の額ということで、特例交付金の額とするということでございます。

御代田町が交付を受ける、これに上乘せして御代田町はこの基金に積み立てるお考えはありますか。

○ 議長 (内堀千恵子君) 土屋和明保健福祉課長。

○ 保健福祉課長 (土屋和明君) 特に上乘せは考えておりません。

○ 議長 (内堀千恵子君) 武井議員。

○ 3 番 (武井 武君) この介護者の処遇改善、国も当然やるわけでありましてけれども、町長の積極的予算あるいはそういうものに関して介護従事者の方は非常な労働を強いられているということでございますので、財源が許す限り、御代田町も独自の方法を考えたらいかがかと意見を申し上げて終わります。

○ 議長 (内堀千恵子君) ほかに質疑のある方、ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 9 議案第 6 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を

改正する条例案について - - -

○ 議長 (内堀千恵子君) 日程第 9 議案第 6 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○ 保健福祉課長 (土屋和明君) 議案書の 11 ページをお願いいたします。

議案第 6 号 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例案についてでございます。

この事業は、乳幼児、障害者、母子家庭の母子、それから父子家庭の父子の福祉の増進を図るために、これらの方に対する医療費の自己負担分への助成を行う制度であります。障害者手帳取得者の増加、所得制限の緩和等対象者の増加により、町の負担も増大しております。ともに支え合い、将来にわたり存続可能な制度とする必要性からも、障害者、母子・父子家庭の所得制限を県の制度と同様に改正するものであります。

また、高齢者の医療の確保に関する法律施行令の令等の一部を改正する政令により、項の変更がありますので、あわせて改正をするものであります。

12ページをお願いいたします。

御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例（案）

御代田町福祉医療費給付金条例（平成15年御代田町条例第16号）の一部を、次のように改正する。

第3条第2項第6号中「身体障害者手帳交付者」を「身体障害者手帳交付者のうち、障害等級が2級以上に該当するもの」に、「が500万円以上であるもの」を「（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令（昭和50年政令第207号）第4条に規定する所得について同令第8条第3項において読み替えて準用する同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第7条に定める額を超える者またはその者の配偶者もしくはその者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者（以下「扶養義務者」という。）で、その者の生計を維持するものの前年の所得の額（特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する所得について、同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。）が同令第2条第2項に定める額以上であるもの」に改め、同項第9号中「500万円以上であるもの」を「児童扶養手当法施行令第2条の4第4項に規定する額以上であるもの又はその者の養育者の配偶者もしくはその者の養育者の扶養義務者で、その養育者の生計を維持している者の前年の所得の額が同令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「500万円以上であるもの」を「児童扶養手当法施行令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの」に改め、同号を第9号とし、同項第7号中「500万円以上であるもの」を「（児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第3条に規定する所得について同令第4

条に規定する計算方法により算定した額をいう。以下同じ。)が同令第2条の4第2項に規定する児童扶養手当の支給の制限を手当の全部について行うときの額以上である者またはその者の扶養義務者でその者と生計を同じくする者の前年の所得の額が同令第2条の4第5項に規定する額以上であるもの」に改め、同号を同項8号とし、同項第6号の次に次の1号を加える。

(7) 身体障害者手帳交付者のうち障害級が3級、4級に該当するもので、その者の前年の所得に所得税が課せられているもの又はその者の配偶者もしくはその者の扶養義務者で、その者の生計を維持するものの前年の所得額(特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令第4条に規定する所得について同令第5条に規定する計算方法により算定した額をいう。)が同令第2条第2項に定める額以上であるもの

13ページをお願いいたします。

附 則

(施行期日) 1 この条例は平成21年8月1日から施行する。

(御代田町福祉医療費給付金の一部を改正する条例の一部改正)

2 御代田町福祉医療費給付金条例の一部を改正する条例(平成20年御代田町条例第7号)の一部を次のように改正する。

附 則

第3項中「第3項」を「第5項」に改める。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

(7番 市村千恵子君 登壇)

○7番(市村千恵子君) 7番、市村千恵子です。

3点ほど、ちょっとお聞きしたいと思います。

この福祉医療給付金条例でありますけれども、いま課長の説明にありましたように、障害者の方とか、それから母子、父子の方、そしてあと、乳幼児の部分の医療

費なんですけれども、この所得制限を、この児童手当とか特別児童扶養手当等の県の所得制限に合わせるということなんですけれども、まずこれはどういう内容なのかというのですね、いま現在、500万円というのがその県の制度の方の所得制限に合わせるということだと思っておりますけど、いまの説明、で、また県の制度に合わせるというのがありますが、町が独自でやっているこの福祉医療制度というの、障害者の4級というの、これは県のやっていない、町が独自にやっている部分とか、それから乳幼児で言いますと、県は乳幼児しかやっていませんけど、町は1年生から6年生までやっているとかありますけれども、この点についてどうなるのか。まずその点をお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 土屋和明保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

県の基準に合わせるとどうなるかということでございますけれども、今回の改正では、福祉医療の対象者、従来の町の所得制限が福祉医療の対象者本人の所得のみこれが500万円未満ということを経済的基準としてきているわけなんですけれども、県の基準に準拠させるということで、県の基準では扶養義務者等の所得等も総合的に判断して適用されることになってございます。判定基準の概要としては、障害をお持ちの方の場合は特別障害者手当の支給基準が概ねのガイドラインになります。それから母子・父子家庭の場合につきましては、児童扶養手当の支給基準が概ねのガイドラインになるということになります。この従来の基準では、本人の所得のみで判定していたために、扶養義務者の所得が2,500万円近くある家庭に対しても、支給している状況がありましたので、これらのこの事業の趣旨にそぐわない状況は是正して、将来的に制度を存続させていくための見直しを行いたいということになります。

それから2点目、県制度では対象にならない者について、どうなるかということでございますけれども、町の単独事業では先ほど市村議員おっしゃったように、身体障害者の4級と、それから精神障害の2級、3級、それから障害年金受給者、それから先ほどおっしゃったように、小学生まで対象にしてございますけれども、判定の基準については、こちら県制度に準拠した形で行ってまいりたいと、こういうふうに考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） それでは、乳幼児医療のその児童の部分の1年生から6年生というのも、県の基準、これはそのまま500万円ということで、理解でよろしいですか。はい。

是非、いまのこの制度改正の内容というのが、その障害者の人たち、それから母子・父子の所得の低い人たち、障害とかさまざまな、いろいろ持っている方たちへの福祉給付を存続させるというのは、私も予算の中で見ていますと、年々やはりこの障害者の医療費というのがかなり年々大きく増大しているという傾向は承知しているところであります。今回の改正が存続を可能にしていくということも理解できるわけですが、この小学校の1年生から6年生という部分では、本当に県下どこでもいま子育てという観点の中で結構やられている自治体、近隣でいえば佐久市も小学校6年生まで所得制限なしで実施する、この4月1日から始まるとか、長和町も18歳まで無料にするとか、そういう流れの中で、この乳幼児ではない児童の医療費の部分について、町長、いま500万円という所得制限のままで行くという話ですけれども、ここのところを見直す考えというのは、拡大する考えというのはありますか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） この件につきましては、小学校6年生までに医療費の無料化を拡大する、その中での議論の中で、最初から所得制限を外すというのは、もし将来的な推計を見てもないと、またそれを例えば戻さなければならないようなことがあるということになりますと困りますので、したがって、実施したその実績を見て判断していきたいというふうに答弁させていただいておりますので、いずれにしても、その実施した実績に基づいて所得制限を外すかどうかについては最終的に判断をさせていただきたいと、このように考えています。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 10 議案第 7 号 御代田町敬老年金条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 10 議案第 7 号 御代田町敬老年金条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の 16 ページをお願いいたします。

議案第 7 号 御代田町敬老年金条例の一部を改正する条例案についてであります。

これにつきましては、この年金の用語の定義が、現支給対象者の定義と合わないというようなこともございまして、条例改正の必要が生じてきたということで改正をお願いするものであります。

次のページをお願いいたします。

御代田町敬老年金条例の一部を改正する条例（案）

御代田町敬老年金条例（昭和 56 年御代田町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

御代田町敬老給付金条例

条文中「年金」を「給付金」に改める。

附則 この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

以上であります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 1 議案第 8 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償
に関する条例の一部を改正する条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 1 議案第 8 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の 1 9 ページをお願いいたします。

議案第 8 号 特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例案についてであります。

今回の改正は、保健補導員の年額報酬 1 万 7 0 0 円を日額報酬 6 , 0 0 0 円に変更しようとするものであります。

現行の保健補導員報酬は 1 名に対して年額で 1 万 7 0 0 円で支払いをしてまいりましたけれども、保健補導員の個々の会議出席日数、地区での普及勸奨活動回数などに大きな差、極端に申しますと、1 回も活動しなくても年額報酬ですので支払われることもあるという状況があり、この一律に報酬を支払うことについては保健補導員の多くが疑問を持ち、積年の課題ともなっておりました。この矛盾を解消するために、報酬を日額 6 , 0 0 0 円に改めて活動実績に応じて報酬を支給することとしたいということでございます。

この改正によりまして、報酬の額、全報酬の額でございますけれども、過去の活動実績で推計しますと、年額報酬で盛ってございました平成 2 0 年度は 7 1 万 7 , 0 0 0 円でございます。今回、そういった形での試算では、2 1 年度予算には 8 4 万円を見込んでございます。状況としてはそんな状況です。

それでは条文の方を、2 0 ページをお願いいたします。

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例案

特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和 3 8 年御代田町条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条別表中「年額 1 万 7 0 0 円」を「日額 6 , 0 0 0 円」に改める。

附則（施行期日）この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 2 議案第 9 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 2 議案第 9 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小平嘉之町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） それでは議案書 2 2 ページをお開きください。

議案第 9 号 御代田町保育料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

次のページをお開きください。

御代田町保育料徴収条例（昭和 5 4 年御代田町条例第 1 9 号）の一部を、次のように改正する。

第 4 条第 1 項の納期でございますが、第 4 条、児童の扶養義務者は毎月末日（1 2 月にあっては 2 5 日）までに、その期分を納付しなければならない。ただし、その期限が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日に当たるときは、これらの日の翌日をもってその期限とみなす。

附則 この条例は平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

この改正につきましては、次ページの新旧対照表の旧の納付告知書により、「毎月末日までにその月分を納入しなければならない」とあるわけでございますが、1 2 月につきましては、末日だと金融機関も役場も年末年始の休日に入ってしまう、

納期としては不適切というような状況になっております。他の税や使用料につきましては、12月の納期限につきましては、25日に定めていますので、保育料についても町税等の納期限に合わせていきたいので、今回一部を改正させていただくものでございます。よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第13 議案第10号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する

条例案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第13 議案第10号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小平嘉之町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） それでは議案書の25ページをお開きください。

議案第10号 御代田町手数料徴収条例の一部を改正する条例案について、ご説明をいたします。

次のページをお願いいたします。

御代田町手数料徴収条例（平成20年御代田町条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中、手数料徴収の特例ですが「平成21年」を「平成23年」に改めるものです。

附則 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

今回の改正につきましては、総務省が住民基本台帳カードの普及促進のため、交付手数料を無料化する市町村に対して、平成20年から22年度の3年間に限り、交付手数料と同額を特別交付額に追加するという、新たな財政処置を実施したため、

当町でも住民基本台帳カード発行にかかる手数料を無料とする御代田町手数料徴収条例第2条第1項第44号の改正に合わせて附則により無料とする期間について平成20年4月1日に規定をいたしました。しかし、御代田町手数料徴収条例の期間は、平成20年度末の21年3月31日までとなっておりますので、特別交付税処置期間と合わせて、平成22年度末の平成23年3月31日までとするため、改正を行うものでございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午前11時01分）

（休 憩）

（午前11時15分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

- - - 日程第14 議案第11号 平成21年度御代田町一般会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第14 議案第11号 平成21年度御代田町一般会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の28ページをお願いいたします。

議案第11号 平成21年度御代田町一般会計予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ66億

5,947万2,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(債務負担行為)第2条 地方自治法第214条の規定により、債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

(地方債)第3条 地方自治法第230条第1項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第3表地方債による。

(一時借入金)第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入の最高額は、5億円とする。

(歳出予算の流用)第5条 これは書いてあるとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入歳出予算につきましては、資料ナンバー1でご説明を申し上げますので、資料ナンバー1をお願いいたします。

平成21年度予算案の概要。一般会計。平成21年度66億5,947万2,000円。前年度と比較いたしまして18億454万4,000円の増でございます。対前年比で37.2%の増でございます。

続きまして特別会計ですけれども、特別会計については、主なものだけご説明を申し上げます。

まず、老人保健。214万9,000円。比較で1億1,616万2,000円。対前年比で98.2%の減でございます。これにつきましては、老人保健から後期高齢者に移行したことによります。

続きまして御代田町の簡易水道、平成21年度7,964万7,000円。比較いたしまして、前年度と比較で2,734万3,000円の減、25.6%の減でございます。これにつきましては第二配水池の緊急遮断弁の終了によるものでございます。

公共下水道事業、平成21年度9億315万9,000円。比較で1億9,353万6,000円の増でございます。27.3%の比較増でございます。これにつきましては浄化管理センターの工事、それから元利償還等の増によるものでございます。

それから農業集落排水、平成21年度、2,873万9,000円。比較で3,456万1,000円の減です。前年比で54.6%の減。これにつきましては、草越の下水道管の腐蝕の付け替え工事の終了によるものでございます。

特別会計の21年度の総額ですけれども、36億1,243万8,000円。比較で8,021万4,000円。対前年比で2.3%の増というのが平成21年度の御代田町の予算の全体の概要でございます。

2ページをお願いいたします。

平成21年度対前年比一般会計当初予算比較表ということでございます。詳細につきましては、4ページ以降で説明を申し上げますので概略、特徴的なことだけご説明を申し上げます。

まず1の町税ですけれども、平成21年度21億8,435万1,000円。構成比で32.8%。対前年の比較で9,720万円の減。率で4.3%の減ということでございます。詳細につきましては、後でご説明申し上げます。

続きまして14の国庫支出金。平成21年度6億2,026万6,000円。構成比で9.3%、比較で4億6,529万7,000円の増、伸び率で300.3%でございます。

続きまして18の繰入金。平成21年度6億8,530万3,000円。比較で6億8,271万4,000円の増、2万6,369.8%の増でございます。

続きまして21の町債です。平成21年度11億5,200万円。構成比で17.3%。比較で7億6,240万円の増でございます。伸び率で195.7%の増になっております。

次の3ページをお願いをしたいと思います。

いまの予算の中で、うち一般財源ということでございまして、まず35億4,515万1,000円、構成比で53.2%、これが21年度です。20年度と比較いたしまして、1億5,540万円の減。それから伸び率で4.2%の減ということになっておりますけれども、一般財源の減と、利子等の、それから金額の減ということにつきましては、国庫支出金で4億6,529万7,000円。300.3%の増。それから中学校建設事業、それからまちづくり交付金事業などの大型新規事業が始まることによります。これにあわせて町債が7億6,240万円。195.7%増加していることが大きな要因と言えます。

続きまして、うち自主財源ということでございますけれども、この自主財源につきましては、21年度で32億9,857万9,000円。構成比で49.5%。対前年の比較で6億3,470万円。23.9%の増ということでございます。自主財源がなぜこれだけ多くなったかということですが、町税は9,720万円減ということで、4.3%減少しております。これと比較いたしまして、繰入金ですけれども、繰入金が6億8,271万4,000円の増。これが2万6,369.8%の増加。これが大きな要因となっております。

繰入金の内容ですけれども、繰上償還をするということで4億9,000万円。それから中学校の建て替え基金で1億5,440万円ということで、これが自主財源が増えた大きな要因となっております。

続きまして歳出の目的別でございます。

これにつきましても、特徴的なことを申し上げたいと思います。

まず、議会費ですけれども、ほぼ前年並みでございます。

それから2の総務費ですけれども、これにつきましては、税の還付金や選挙費が増加しました。それからふるさと融資の貸付金が減額となり、前年度に比べ1億1,272万8,000円。14.3%の減少となっております。

続きまして3の民生費ですけれども、医療費や児童手当などの扶助費や、それから福祉タクシーの利用事業や子育て応援金などを新規計上いたしました。このほか国民健康保険や介護保険、それから後期高齢者医療など各特別会計への繰出金の増減により、2,211万1,000円で2.0%の減少となっております。

それから4の衛生費、それから5の労働費につきましては、ほぼ前年並みでございます。

続きまして6の農林水産業費ですけれども、昨年度からの継続事業であります雪窓湖の整備やまちづくり交付金事業による水路改修事業などにより、2,427万円の増ということで12.7%の増加であります。

7の商工費ですけれども、ほぼ前年並みでございます。

続きまして8の土木費ですけれども、5年計画のまちづくり交付金事業の初年度といたしまして、道路改良等の関係経費や、それから下水道事業特別会計への繰出金の増加などにより、4億9,618万3,000円、121.0%の大幅な増となっております。

9の消防費につきましては、ほぼ前年並みでございます。

続きまして10の教育費です。これにつきましては、まちづくり交付金、それから公立学校の施設整備費補助金、それから安全・安心な学校づくり交付金を受けて実施いたします中学校の建設事業の経費、それから南・北小学校校舎の耐震補強工事などの計上により、9億65万9,000円、143.5%の大幅な増加となっております。

11の災害復旧費につきましては154万円、34.7%の減少でございます。

それから12の公債費ですけれども、後年度の負担を軽減するため、繰上償還を実施するということございまして、この経費を大きく計上いたしましたので、4億5,096万8,000円、51.3%の増加となっております。

13の諸支出金は、前年とほぼ同額でございます。

続きまして14の予備費ですけれども、景気後退等の影響を受けまして企業の過年度の予定申告による予定納付されている町税の還付及び還付加算金を予備費に計上したためということございまして、既に予納されている税金がございます。この還付または還付加算金が予想されますので、予備費の方に留保をしておくということで、4,550万4,000円、101.8%の増加になっております。

続きまして4ページをお願いいたします。

平成21年度の当初予算の説明資料ということで、歳入でございます。

まず款1、町税。項の1、町民税。本年度の予算額7億3,230万円。比較で1億5,180万円の減でございます。個人町民税につきましては6億2,270万円で500万円の増、法人町民税につきましては1億960万円。1億5,680万円の減ということで、景気の後退等があるということの中で、法人税につきましては、大幅な減ということになっております。

続きまして2の固定資産税です。本年度予算12億1,730万円。比較で6,060万円の増でございます。償却資産が3億7,755万3,000円で、8,685万3,000円の増ということで、これにつきましては、何回かご説明しておりますけれども、新幹線関連の償却資産の増によるものでございます。

続きまして家屋が4億7,264万4,000円。2,235万6,000円の減ということで、評価替えによる減で、評価損でございます。

続きまして3の軽自動車税です。予算額で3,200万円。比較で120万円の

増ということで、これは軽自動車の増加によるというものでございます。

続きまして4の町たばこ税8,540万円。比較で260万円の減でございます。これはたばこの本数の減少によるものでございます。

5の特別土地保有税でございます。予算1,000円ということで、比較0ということでございます。

6の都市計画税。本年度予算1億1,700万円。比較で460万円の減でございます。内容ですけれども、家屋課税の課税標準の減少ということで減になっております。

7の入湯税につきましては、昨年と同額でございます。

2、地方譲与税。1、地方揮発油譲与税。本年度予算で1,170万円で、比較で同額でございます。これにつきましては、法の改正による皆増ということでございまして、地方道路譲与税、この関係がいわゆる一般財源化ということで法の改正が行われまして、名称がこのように変わってきているということでございます。

2、自動車重量譲与税。5,600万円。550万円の減でございます。これにつきましては、軽自動車への移行による減少でございます。

3の地方道路譲与税。予算額で720万円。比較で1,390万円の減ということで、これ先ほどご説明いたしましたけれども、若干、前の法律が残っている部分があるということでございまして、その部分についてここに計上がされているということでございます。

続きまして3の利子割交付金でございます。本年度予算で720万円。比較で170万円の減ということでございまして、この利子割交付金から8の自動車取得税交付金につきましては、県の方で20年度と比較、いわゆる20年度の実際の数字と比較をいたしまして、このくらい減りますよという統計数字をいただいております。それに基づいて予算を立てるということになっておりまして、若干、ちょっと足し引きの部分があるんですけれども、その数字に基づきましてつくってきた予算でございます。

続きまして9の地方特例交付金です。1、地方特例交付金。本年度の予算額ですけれども、2,650万円で580万円の増でございます。内容的には自動車取得税交付金の減収補てん分ということで560万円が含まれております。

それから2の特別交付金です。これは500万円で前年と同額ということでござ

いまして、21年度まで減税補てんの特例交付金が18年度で廃止されたわけですが、19、20、21と3カ年で500万円ずつということで通達が来ております。

それから10の地方交付税でございます。予算額で10億7,000万円。比較で2,850万円の減でございます。

まず普通交付税ですけれども、10億2,000万円。2,850万円の減ということで、当初予算の段階では少し過大であったと、昨年度、ということで予算では減っているということでございます。国の方からの交付税についての考え方、約2%程度は増額になるということになっておりますけれども、予算の段階では前年度、若干、当町は多めだったということでございまして、減ということになっております。

それから特別交付税につきましては、5,000万円で、前年と同額でございます。

続きまして、交通安全対策特別交付金ですけれども、180万円ということで、20万円の減でございます。

12の分担金及び負担金の負担金でございます。1,801万7,000円で2,000円の増ということでございます。

次のページをお願いいたします。

続きまして13の使用料及び手数料でございます。1の使用料。1億7,306万4,000円で761万1,000円の増でございます。これにつきましては、保育園使用料の増加でございます。

それから2の手数料。1,044万1,000円で49万3,000円です。

続きまして14の国庫支出金。1の国庫負担金。本年度予算1億2,622万円。比較で368万2,000円でございます。

2の国庫補助金。本年度予算4億7,738万2,000円。比較で4億5,889万3,000円の増ということでございます。内容的には、まちづくり交付金事業で2億8,715万円、それから公立学校の施設整備費補助金で4,608万2,000円、それから安全・安心な学校づくり交付金で9,817万4,000円ということでございます。

3、委託金。1億6,664万円。比較で1,008万6,000円の増でござ

います。これにつきましては、衆議院選挙が行われるということでございます。

15の県支出金。1の県負担金。1億2,424万6,000円。比較で160万1,000円の増でございます。

2の県補助金。7,098万3,000円。比較で113万6,000円の増でございます。

3の委託金。本年度3,079万8,000円。比較で296万円の減ということでございます。

続きまして16の財産収入です。1の財産運用収入。本年度予算1,677万4,000円で、比較で97万7,000円の減でございます。これにつきましては、基金利子で1,475万円で、比較で107万6,000円の減でございます。

2の財産売り払い収入については同額でございます。

17の寄附金です。この寄附金につきましても、ほぼ同額でございます。

18の繰入金。1、特別会計の繰入金。本年度3,000円。比較で258万6,000円の減ということで介護特会への繰入というのが減になっているものがございます。

2の基金の繰入金でございます。本年度で6億8,530万円。比較で同額でございます。主な内容ですけれども、減債基金から4億9,000万円、それから中学校建て替え基金、これで1億5,440万円の繰入を行います。

19、繰越金でございます、前年と同額でございます。

20の諸収入。1の延滞金及び加算金でございます。前年と同額でございます。

2の町の預金利子、200万円。比較で40万円の増でございます。

3、貸付金の元利収入。2,411万3,000円。比較で2,158万5,000円の増ということございまして、20年度で日穀製粉に2億円貸し付けたわけですけれども、その償還が既に始まっておりまして、その償還分でございます。

それから4の雑入。本年度予算で7,748万8,000円。比較で2,082万3,000円の増でございます。

続きまして21の町債でございます。本年度予算で11億5,200万円。比較で7億6,240万円の増でございます。内容ですけれども、臨時財政対策債が2億6,290万円で、9,360万円の増ということで、国の方もいわゆる国税5税といわれる税金が、今回の経済危機で非常に減っているということの中で、地方

交付税がトータルでは減額になった。その中でお金が出せないということございまして、交付税のいわゆる補てんという措置で臨時財政対策債を自前で出せということございまして、これにつきましては約50%ぐらいの増を見込めということでございますので、この金額になっております。

続きまして地域総合整備資金の貸付事業ということで、これも先ほどからご説明申し上げておりますけれども、日穀製粉への貸付が2億円なくなったというものでございます。

続きまして教育施設整備、4億6,050万円。これが4億4,930万円の増ということで、中学校の建て替え事業等に関するものでございます。

続きまして、まちづくり交付金事業債。これが3億9,970万円。21年度から始まるわけですがけれども、この起債でございます。

続きまして地域活性化事業債ということで、2,660万円。これにつきましては、B&G海洋センターの町民広場、それからテニスコート、行うわけですがけれども、その起債でございます。

ということで、本年度予算で66億5,947万2,000円で、比較で18億454万4,000円の増となっております。

続きまして6ページをお願いしたいと思います。

まず款の1の議会費でございます。本年度7,491万9,000円ということで、比較で178万5,000円の増でございます。

続きまして2の総務費です。1の総務管理費。4億7,293万6,000円。比較で1億9,910万9,000円の減ということになっております。この主な理由ですがけれども、電算の委託、それからシステムの使用料等につきまして、統計上、それから事務の配分上ふさわしくないということで、総務課が一括で持っていたわけですがけれども、これを各課に振り分けたということがございます。

それと、あともう一つ、一番下にお願いいたしまして、これも何回かご説明しておりますけれども、地域総合整備事業の貸付金、2億円が減になったということで、大幅な減ということでございます。

続きまして2の徴税费です。1億4,724万8,000円。比較で6,236万2,000円の増額でございます。これにつきましても、還付金及び還付加算金で4,800万円。前年度と比較いたしまして3,800万円の増ということでご

ざいます。これは先ほどの予備費のところでも申し上げたわけですがけれども、考えられるものとそれから予納されたものとで、予備費の方は実際に予備費に取っておかないと、還付をしるよというものが来たときに、今度は加算金が付いてしまうということでございまして、こちらの方と、それから予備費の方と、両方分が還付が考えられるということで、去年に比べて大幅な増加になっております。

それから3の戸籍住民基本台帳。3,634万4,000円。比較で523万1,000円の増でございまして、これにつきましては、電算関係の増でございまして。

4の選挙費。本年度予算額で1,796万2,000円。比較で1,656万8,000円ということで、衆議院議員選挙、それから町の議会議員選挙がございまして、この分が増えているということでございまして。

5の統計調査費です。280万8,000円で、比較で224万8,000円。21年度につきましては、農林業センサス、それから全国消費実態調査の大きな統計2つございまして、これの増によるものでございまして。

6の監査委員費ですがけれども、ほぼ同額でございまして。

6の民生費。1の社会福祉費。本年度予算額で6億1,912万9,000円。比較で2,651万2,000円の減でございまして。これの主な理由ですがけれども、ずっと下の方へ行っていただきまして、下から3行目のところで、老人特会への繰出金が78万9,000円で、923万5,000円の減、それから介護特会への繰出金が1億2,830万6,000円ということで、630万7,000円の減ということでございまして。

続きまして2の児童福祉費。今年度予算額で4億6,273万6,000円でございまして。比較で440万1,000円の増。これにつきましては、子育て応援金ということで、これにつきましては3歳になった子どもに対しまして2万円ということでございまして、これが340万円の増というものでございまして。

続きまして3の災害復旧費でございまして、これは前年度と同じでございまして。次の7ページをお願いいたします。

4の衛生費。1の保健衛生費。本年度予算1億3,690万円。比較で1,466万8,000円の増でございまして。一番大きな理由は、下の方へ行っていただきまして、一般職の人事管理経費3,340万円で、1,590万2,000円の増ということで、いままで特別会計でもってございました人件費を、一般会計の方にもつ

てきたというものでございます。

続きまして2の清掃費でございます。本年度予算額で2億5,773万3,000円。比較で366万1,000円の増ということでございます。一番大きな特徴、ほぼ同じなんですけれども、一番下のところで浅麓環境施設組合への負担金ということで、これが1億669万8,000円で1,144万5,000円の増ということになっております。

5の労働費については、ほぼ同額でございます。

6の農林水産費。1の農業費。本年度予算額で6,307万6,000円です。比較で347万7,000円の増ということです。主なものですけれども、上から4行目で、肥料高騰対策補助金ということで、これが210万円増ということになっております。

それから2の林業費。本年度予算で924万9,000円。比較で417万6,000円の減ということでございます。

続きまして3の農地費です。本年度予算額で1億5,444万5,000円。比較で2,496万9,000円の増ということになっております。これの主なものですけれども、一番上の草越の畑総の負担金、これにつきまして2,375万円。1,187万5,000円の減。前年比較減でございます。

まちづくり交付金事業が始まりますので、これにつきましては、下から3行目で、まちづくり交付金事業ということで、これが3,956万7,000円の増ということになっております。

7の商工費です。本年度予算額8,110万5,000円。比較で451万6,000円の増でございます。主な理由は、工業振興奨励補助4,179万7,000円。791万2,000円の増になっております。

8の土木費。1の土木管理費。本年度予算で3,475万円。比較で257万3,000円の増ということで、ほぼ前年と同様でございます。

2の道路橋梁費。本年度予算で5億4,457万8,000円。比較で4億4,160万6,000円の増ということでございまして、これも先ほどから再三ご説明申し上げておりますけれども、まちづくり交付金事業ということで4億4,975万1,000円の増でございます。

続きまして河川費。309万3,000円で、比較で266万4,000円の増

ということで、河川台帳の保守管理の委託ということで200万円の増になっております。

それでは次のページをお願いいたします。

4の都市計画費。本年度予算額で3億1,011万2,000円。比較で5,081万9,000円の増でございます。主な理由ですけれども、下水道特別会計への繰出金が2億7,309万円。4,399万6,000円の増ということになっておりまして、下水道の元利償還金が増えてきているのがもっとも大きな理由でございます。それに比べまして負担金、それから使用料等が追いついてはいないという状況でございます。

5の住宅費。本年度予算額1,362万3,000円。比較で147万9,000円の減ということで、ほぼ同額でございます。

9の消防費です。本年度予算、2億6,478万4,000円。比較で127万9,000円の減でございます、ほぼ同額でございます。

10の教育費。1の教育総務費。本年度予算で10億9,367万2,000円。比較で9億6,341万1,000円の増でございます。もっとも大きな理由ですけれども、中学校の建設事業費ということで10億2,496万5,000円。前年と比較いたしまして9億6,765万1,000円の増ということでございます。

2の小学校費。本年度予算額1億5,075万8,000円。比較で1,135万円の増ということでございます。これにつきましては、主な理由ですけれども、まず北小学校の校舎棟の耐震補強工事、これが1,695万8,000円で、418万5,000円。それから下の方へいただきまして、南小学校校舎棟耐震補強工事、3,305万4,000円で2,028万1,000円ということで、20年度では体育館を実施いたしました。21年度で校舎棟を南・北小学校行うということで、その分が増えているということでございます。

3の中学校費。6,899万円。比較で1億571万2,000円の減でございます。これにつきましては、中学校の建て替え基金ということで、建て替え基金、20年度まで1億円ずつということ、それから利子合わせて積んできたわけですけれども、これが21年度から建て替えが始まりますので、基金の積立は行わないということでございまして、これが1億10万円の減ということでございます。

続きまして4の社会教育費。本年度予算額で1億3,527万2,000円。比

較で479万8,000円の減でございます、ほぼ同額でございます。

5の保健体育費。本年度予算額7,969万6,000円。比較で3,762万3,000円の増ということでございます。主な理由ですけれども、社会体育施設の利用増進工事、これが3,257万1,000円の増ということで、これも先ほどご説明いたしましたけれども、テニスコートの改修と、それから町民広場の芝生化という事業でございます。

11の災害復旧費でございます。これはご覧のとおりでございます。

それから11の公債費でございます。本年度予算額で13億2,921万9,000円。比較で4億5,096万8,000円の増でございます。これにつきましては、元金で12億2,611万3,000円。4億6,198万1,000円の増。うち繰上償還分ということで4億5,387万円ということでございます。利子については書いてあるとおりでございます。

続きまして13の諸支出金。普通財産の取得費。これは前年と同額でございます。

14の予備費。本年度予算額で9,019万円ということでございまして、前年と比較いたしまして4,550万4,000円。それについては、先ほどから説明しているとおりでございます。

申しわけございませんけれども、もう一度予算書の今度は9ページに戻っていただきたいと思っております。

第2表債務負担行為。事項、それから期間、限度額ということですが、御代田中学校建設管理委託業務。平成22年度から23年度。限度額2,400万円。御代田中学校建設事業。期間、平成22年度。限度額15億300万円ということで、中学校のいわゆる建設事業につきましては、複年施行になりますので、今回、債務負担行為でご議決をいただきたいということで、ここに計上をさせていただいております。

続きまして、次の10ページをお願いいたします。

第3表地方債。起債の目的、限度額、それから起債の方法、利率、それから償還の方法でございます。

まず、まちづくり交付金事業ということで、3億9,970万円。それから消防施設整備事業（一般財源化分）ということで、これは消防の積載車1台分ですけれども、230万円。それから南・北小学校の耐震の補強事業で1,140万円。そ

れから中学校の建設事業で4億4,910万円。それから地域活性化事業ということで、社会体育施設の利用増進工事、テニスコートの改修と町民広場の芝工事ということで、これが2,660万円。それから臨時財政対策債。これが2億6,290万円で、合計で11億5,200万円でございます。

起債の方法ですけれども、証書借入または証券発行による。利率については年4%以内。それから償還の方法については記載がされているとおりでございます。

21年度の当初予算につきましては、以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

昼食のため、休憩といたします。

午後は1時半より再開いたします。

（午後12時01分）

（休 憩）

（午後 1時30分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を再開いたします。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

朝倉議員。

（9番 朝倉謙一君 登壇）

○9番（朝倉謙一君） 9番、朝倉です。

2点ほどお聞きをしたいと思います。

ページ数にしまして66ページ、まず。児童福祉費の中の子育て応援金の関係でございます。それと141ページ、体育施設費1500に社会体育施設利用増進工事の件の2点をちょっとお聞きしたいと思います。

まず、児童子育て応援金なんですけれども、先ほどの説明ですと、なぜ3歳、3歳という説明がありましたけれども、なぜ3歳にしたのか、その理由をお聞きしたいと思います。

それと体育施設に関しては、なぜこの大不況の中、テニスコートの改修工事をするのかという形でございます。役場の職員の方々からも、またテニス部に入っているの方々からも、なぜこの時期にやらなければいけないんだという話を聞いておりま

す。その点、2点お聞きしたいと思います。

○議長（内堀千恵子君） 小平町民課長。

（町民課長 小平嘉之君 登壇）

○町民課長（小平嘉之君） お答えします。

それでは私の方から、町の子育て応援金についての質問に対して、支給対象をなぜ3歳としたという理由でございますが、2点ございます。子育てへの生活を支援する観点から、一般的に3歳になりますと幼稚園や保育園に入園する年齢になるということで、そのための準備の資金としてと、それといま1点でございますが、3歳になりますと、児童手当の支給額が第一子、第二子についてでございますが、月1万円から5,000円に減額になるというような事情がございます。制度上の事情でございますが、そこを少しでも補うためということで、3歳という年齢にいたしました。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

（教育次長 荻原眞一君 登壇）

○教育次長（荻原眞一君） それではお答え申し上げます。

まず、社会体育施設利用増進工事ということでは、B & G海洋センター内の町営テニスコートの改修と、町民広場の芝生化を計画しております。これらの工事を実施することによりまして、施設の機能及び安全性を向上させ、その利用者の皆さんの健康面にも配慮した施設とすることによりまして、その利用増進を図りたいと考えております。

とりわけ、テニスコートの改修工事につきましては、平成19年12月の町議会定例会における笹沢議員の一般質問を受けまして、施設の老朽化が原因による利用者の怪我など発生しないよう、その安全性と利便性の向上を図る観点から、平成21年度において実施することとしたものであります。

施設の整備経過等を申し上げますと、海洋センターのテニスコートは雨上がりでもすぐに使用できる全天候型の4面を備えたハードコートとして、昭和58年11月に開設しました。本年11月で26年が経過します。この間、管理面では、平成7年にコート表面のトップコートを塗り直す等の改修を行うなど、利用者のニーズにこたえてきましたが、改修後13年が経過し、トップコート面の磨耗による水たまりやネットポスト周辺部の亀裂など、年々損傷が激しくなっています。

一方、利用状況を見ますと、この25年間で約13万1,000人利用されています。年間平均に換算しますと、毎年約5,200人の皆さんが施設を利用されていることとなります。近年における利用者数は、15年度に年間平均を大きく下回る3,700人まで減少しましたが、18年度には5,373人、19年度は新たに硬式テニスのスポーツ少年団が結成されたこともありまして、6,558人に達し、20年度もこの2月末現在で6,800人を超え、昨年3月の利用実績による390人を超えますと年間利用者数が昭和58年の施設開設以来もっとも多い、7,200人に達する見込みであります。

このように、利用者が増加している中であって、現在は雨上がりでもすぐに利用ができ、管理面においても、樹脂系トップコートの塗り直しにより機能回復ができるなど、ランニングコストを抑えられる利点があるものの、十分なクッション性が確保できないため、硬式テニスでもいえることですが、特に軟式テニスの場合は、足腰にかかる負担が大きいといったスポーツ医学上の問題もあります。先ほど申し上げたとおり、スポーツ少年団でも新たに硬式テニス部の団が結成され、90名の児童生徒の皆さんが施設を利用しています。また、児童生徒以外の利用者は、中高年の皆さんが中心を占めている状況にあります。発達段階にある子どもたちや、中高年の皆さんの足腰に与える影響を考えると、早期に施設改修を行わなければならないと判断いたしまして、平成21年度の事業として実施計画に上げ、認められましたので、今回、当初予算に計上させていただいたものであります。

改修計画の概要につきましては、ネットポストの交換、その周辺部の亀裂補修、コート面のレベル調整等を行いまして、現状のコート面に人工芝を張るという、できる限り費用のかからない方法により、実施する予定であります。しかしながら、利用者の皆さんの中には、現在の全天候型のテニスコートを望んでいる声も多くあります。こうした意見を取り入れる場合は、コート表面をクッション性の高いラバーコートとする必要があります。いずれにいたしましても、改修工事を予定しておりますシーズンオフまでには、時間がありますので、利用者の皆さん始め社会体育団体関係者のご意見を更にお聞きする中で、予算の範囲内において、安全面、利用面、維持管理面とも現状にもっとも適した方法により実施していきたいと考えております。

利用増進工事ということで予定しておりますので、それと併せて行う町民広場の

芝生化工事についても、ついでにお答え申し上げます。

町民広場は、昭和56年に、面積5,500平米の多目的広場として整備を行い、主にスポーツ少年団のサッカー練習のほか、町内企業の運動会等の会場としても利用されております。今回、芝生化することによりまして、スポーツ少年団での利用はもちろんのこと、保育園、幼稚園等の未就学児を始め、児童館や小学校の屋外活動、また中学校の部活動、中高年層や高齢者を対象とした健康増進事業など、屋外活動の拠点とすることによりまして、安全性や利便性の高い施設として有効利用が図られると考えております。

平成21年度は中学校の建て替え工事が始まり、校庭の使用ができなくなります。そのため、その代替施設として町民広場を利用することもありますし、スポーツ少年団での利用を考えた場合に、全面的な利用停止期間を長く設定することはできません。ですから、平成21年度には全体面積の半分である2,750平米に天然芝を張り、残りの2,750平米は22年度に実施する計画としております。

なお、起債事業として行う予定でいるのですが、21年度の芝生化事業につきましては、スポーツ振興くじ助成金の候補要望をしており、審査委員会において採択された場合は、事業費の80%が助成されることになっております。

以上、申し上げましたとおり、町民広場の芝生化については、2年間の期間を要しますが、テニスコートの改修と一体的に実施することによりまして、社会体育施設の利便性や安全性を向上させ、その利用増進を図る中で、健康なまちづくりを推進していくものであります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） まあ芝生の方まで説明していただきましたけれども、本当にあそこの町民広場は芝生化するということは、私も非常にいいことだなというふうに思っております。しかし、なぜここでテニスコートを改修しなくちゃいけないのか。先ほど、企画課長の方から説明で、今年は23年度が償還のピークに入るということで、4億5,000万円ほど繰上償還するという説明がありました。そうした中で、なぜここで新たに借金をしなければいけないのか、2,660万円の借金をしなくちゃいけないのか。これだけの100年に一度の大不況の中で、もう少し先に行ってもいいんじゃないのかなというふうに、この件に関しては思うんですね。なぜ先ほどの説明ありましたけれども、なぜ今なのか。なぜ今年なのか。来年、再来

年あたり、1年、この大不況の中、1年待ってもいいんじゃないのかなと。

私も昨日見てきました。やはり非常にひびとかそういうの入っています。ちょっと担当者にお聞きしますと、直せば300万円ぐらいで直るといような話も聞いております。今度新しいのにしますと、冬はできないと。雪かきできないといような話を聞いております。いまですと、雪降ってもやめば1時間ぐらいですぐできるといような話を聞いております。なぜいまここで新たに借金をしてまでつくらなくちゃいけないのか、その点をお聞きしたいなといふふうに思います。

それと、応援金の方なんですけれども、3歳の説明ありました。しかし、もしこの2万円出してくれるって、非常に私はいいいことだなといふふうに思いますけれども、もし2万円出していただくんだったら、出産祝い金に上乘せして、2万円、それともやはり小学校へ上がる、保育園へ上がるよりは小学校に上がる方がお金はかかります。ですので、ランドセル代の補助金とか、そういうような名目を出した方がいいんじゃないのかなと。なぜ3歳にこだわるのかなといふふうに思います。そこら辺お聞きします。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） お答えをさせていただきます。

この子育て応援金をなぜ3歳にするのかといふのは、この議論の出発点がそもそも保育料の値下げをどのようにするのかといふ議論の中から、それが保育料だけで、保育園だけの値下げになってしまうので、幼稚園やあるいは家庭で保育している人たちに平等にその恩恵が行かないということから、保育料の軽減に見合う分としてこの事業を考えたといふことがありますので、この保育に対する支援といふことから、3歳と。保育園に入園する3歳といふことの方であります。

いま、朝倉議員からの提案がありました、例えば小学校入学のときとか、そういう点については、それとはまた別に考える必要があるのかなと、このように感じております。

もう1つ、海洋センターのテニスコートの点ですけれども、海洋センターの施設自体が、もうかなり建ててから25年を過ぎているんでしょうか、いろいろなところがだんだん傷んできて、体育館なども傷んできている状況にあります。そうした中で、これは計画的に改修をしていかないと、一遍にということにはやはりなかな

か難しいですので、計画的に確実にやっていこうということでもあります。それで、次長の方からも説明がありましたように、これについては議会一般質問で質問がありまして、そこで早期にそれはやらなきゃいけないことだということで、実施計画に上げて、実施していきたいという答弁をして、それに基づいて実施計画に上げて、今年実施するということです。

今回、この芝生化、人工芝にするということで考えてみますと、海洋センターのテニスコートを26年前につくるというときには、その当時でいいますと、私の認識では、全天候型のいまのハードコートにするか、それか従来の砂のコートということの、クレーというんですか、申しわけありません、なかなかスポーツというのは野球をやっている人はテニスのことはよくわからなくて、テニスをやっている人は野球のことがわからないというのがいろいろあって、私もそのテニスコートのひび割れがどの程度の影響があるというのがわかりませんので、そのクレーというので、それでしかし、近年、テニスコートについては、例えば軽井沢でも人工芝が導入されていますし、佐久市にもあったり、最近聞きますところによれば、近くの自治体でも人工芝のテニスコートをつくる計画を始めているというようなことで、やはり流れとしては人工芝かなと。これからのことを考えますと、確かにスポーツ少年団が増えて利用が増えるということもありますが、いよいよ団塊の世代の退職ということで、こうした方々にこのテニスコートを利用していただいて、健康の増進をやっていただくという点では、やはり足腰にダメージのない、この施設が、将来的に考えた場合に、やはりいまやった方がいいのではないかとということでありまして、いずれにしてもこの問題については、当然、民宿・旅館組合からも歓迎されるというふうに思っておりますので、いずれにしてもこの計画は、何か急に出てきたことではありませんで、町としてはいろいろな施設の改修を計画的に実施していきたいということでもあります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 朝倉議員。

○9番（朝倉謙一君） まあ計画的に体育施設関係を修理なりいろいろな方やっていききたいという説明だったんですけども、まあ私から思うと、テニスコートよりはもっと先にやらなくちゃいけないのがいっぱいあるんじゃないかなというふうには思っているところでございます。ま、確かにテニスコートやっていただくのは、非常に私もスポーツマンですので、非常にうれしいと思います。ただ、やはり、町民の

人たちからお話聞きますと、いまじゃないだろうという話が私の方にも来ています。ですので、計画的にやっていくという話ですので、まあいずれにしても約3,000万円近くかかるという話を聞いております。できる限り安く、半分、先ほどの話ですと、次長の話ですと、怪我とかそういうのも心配だという話がありますけれども、年寄りの人たちのことを考えるということになると、まあ4面全部しなくても、2面はそういうものにして、2面はいままでどおりというような形もいいんじゃないかなというふうに思います。

それと、この件に関して、非常に私たちが、議員が知らないうちに、町民の人たちがもう知っているんですね。ですから、私、聞かれて、「えっ？」というような感じなんですね。ですので、こういうことはやはり、何というんですかね、町民の人たちに一人歩きしないような、そういう体制を、町長、行政の方でとっていただければなというふうに思いますし、また、応援金の関係なんですけれども、入学の関係も考えると、町長、言われましたけれども、いずれにしましても、非常に御代田町、町長が言うように子どもも増えていきますし、そういった面で子育ての関係はどしどしいろいろなものを考えていただいて、やっていっていただければなというふうに思います。

終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある人、挙手を願います。

市村議員。

（7番 市村千恵子君 登壇）

○7番（市村千恵子君） 7番、市村千恵子です。

私は、4点ほど、ちょっとお聞きしたいと思います。

まず1点目でありますけれども、39ページになります。町長の招集あいさつにもございました。今回、緊急経済対策でもこの防犯灯ですけど、新しくといいますか、蛍光灯、20ワットの蛍光灯などをインバータ方式、ちょっと明るいものにかえるというようなことで、町もだんだん安心・安全なまちづくりへ具体的な施策として始まって、とても歓迎するところでありますし、町長の説明では2分の1の補助というこの電気料ですね、39ページの防犯灯の補助金でありますけれども、電気代の区に対する2分の1補助と言いましたけれども、ちょっとその具体的な内容と、これが単年度事業なのか、今後も継続して続けられていくものなのか。

それと、ページ47ページになります。47ページのタクシー借り上げ料。これは昨年から始まりました75歳以上の方の高齢者へのタクシー券の補助ということで、交通弱者というか、自分では外出できないという人への支援ということで、途中経過では大分利用されていて、好評だということもお伺いして、また更に今年度も続けていくということですが、この実績というか、どの程度利用が出てきて成果がどの程度上がってきているのか、その点について。

また、58ページなんですけれども、これに関連して、12月議会で部分でも答えていらっしゃると思うんですけど、福祉タクシー、障害者の方とかをこのタクシー借り上げ料の補助金ですね、それに対して拡大していくということを新年度で考えていくというような話もありましたが、今回、この58ページに載っておりますタクシー借り上げ料で120万円。障害者といえども、本当にたくさんの範囲というわけですので、対象者がどの程度なのか、どの程度の人数として、で、内容もまったく、先ほどのそのタクシー借り上げ料と同じ1回600円の自己負担で1,500円まで乗れるとか、そういう内容と同じなのか、その点について。それをお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 古越総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） お答えいたします。

この防犯灯補助金については、21年度の新規事業でございます。昨年、区長会からの要望等に基づきまして、各区の防犯灯の電気代を調査いたしました。その額がおおよそ400万円強でございます。各地区が管理する防犯灯の電気代を、御代田町の補助要綱に基づき2分の1以内、また予算に計上した200万円の範囲で補助するものでございます。この事業は継続をしていきたいと思っております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 内堀企画財政課長。

○企画財政課長（内堀豊彦君） お答えをいたします。

タクシー券ですけれども、タクシー券の実績につきましては、1月現在で167人の方が2,592枚購入しております。申請者の平均年齢は81.5歳で、1人当たりの購入枚数は15.5枚。1人当たりの利用枚数は11.1枚となっております。

タクシー券の売り上げ収入は155万5,200円で、タクシー会社に支払った総額は約239万円となっております。ごく単純にこれを差し引きをいたしますと、83万円ほどの補助が町から出ているということになります。そして、これに対する成果ですけれども、対象者約1,600人に対しまして、利用者は1割強の167人であることから、真に必要な皆さんがこの制度を利用いただいているということで、一定の成果は上がっているというふうに認識をしております。

それと、制度が始まってから1年が経過し、現在、さまざまな分析を行っておりますけれども、21年度につきましては年間の利用枚数を、現在24枚なんですけれども、30枚に引き上げたいということで、今回予算をお願いしております。

それから対象年齢の引き上げ等につきましては、もう少し、数年、利用状況等をよく分析をいたしまして、その中で見極めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いをしたいと思います。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

福祉タクシーの借り上げ料の関係でございますけれども、障害者福祉タクシー利用助成事業ということで、平成21年から実施をしておりますということでございます。内容といたしましては、タクシー利用助成事業に準じまして、75歳未満で重度の障害をお持ちの方を対象に考えてございます。内容といたしましては、75歳未満で身体障害者手帳1級、2級、1級の方が69名、2級が31名、100名と、それから療育手帳のAをお持ちの方13名、精神保健福祉手帳1級をお持ちの19名、計132名が対象となる見込みでございます。これは2月末現在の数字であります。

利用の状況につきましては、運行は御代田町内のみ、600円で利用券を購入いただいで、1,500円まで利用できるというのも同じでございます。

今回始める年なものですから、1年間に24枚を上限という形で今回ご提案をさせていただきます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 是非先ほどの防犯灯については、区長会からの強い要望だと、私もこれ自身は本当に感じていた部分で、なかなかその区と区の間といたしますと、

なかなかその新設しても、電気料がずっとかかってしまうという中で、なかなかその設置ができにくいというこのやはり電気料を支払うという分では、区の負担が多いということで、かなりネックになっていた部分があるので、ここで半分の補助というのは、本当に区にとっても強い、今後、設置を新たにしていこうといううえでも、町がここを持つということは、とてもこれから推進されていくのではないかなというふうに思うところです。

タクシー券も24枚からかなり利用者が多いということで、24から30枚になるということは、とても評価すべきだと思うんですが、先ほども言ったように、やはり70歳に引き下げてほしいという中で、いまもう企画財政課長の方がお答えしましたけど、もう利用者を見ながら、今後はその年齢を70歳とか、まあ考えていくというお話もありましたけれども、是非ともやはり1,600人のうちの大体本当に必要といたしますか、利用したいというのは1割ということですので、それを70歳に引き下げたとしても、さほどそんなには町の支出が83万円ということですから、それを引き下げてもそんなに大きな額にはならないのではないかとという中で、是非今後もその70歳への引き下げというのを考えていただきたいなというのがあります。

先ほどちょっと、妊婦健診が町長のあいさつでもう14回やるというふうに、今年度実施していくということを言われました。そうすると、これというのは、いままでの妊婦さんの人は5回まで、去年5回まで引き上げられましたよね。その人たちは、その14回に今度4月から実施、いま妊娠した方も受けられるという説明でしたけれども、そうすると、もうその人たちももう14回というところでは受けられて、何かこう、申請というのをしなければならないのでしょうか。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

現在、4月からの実施に向けて既に準備に入っております。現在妊娠中の方も当然適用になりますので、母子手帳をもらいに来られた際に、通常の5回分の受診券を既に差し上げてございます。それぞれその周期、要するに第何週であるかというような状況がもう違ってきていますから、その周期ごとに残りの受診回数を、14回、ですからこれから先14回受けていただくということではなくて、4月以降でそれぞれの周期に割り振った状況での回数が増えていくというふうに考えていま

す。それで3月下旬にはそれぞれの、広報も一応3月25日号に掲載を予定しておりますけれども、該当される方々にはダイレクトメールでお知らせいただいで、古い方の使っていない受診券と引き換えに、新しい回数の増えた受診券をお渡しするという方向で現在作業中であります。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） はい、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

武井 武議員。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 3番、武井であります。

少々お聞きしたいわけでございますけれども、忘れないうちに、朝倉議員の関連で、詳しいことは私の一般質問の中で、町政、町長の政策の中で聞いてまいりたいと思うわけでございますけれども、朝倉議員おっしゃったとおり、なぜ3歳児か、これは一般質問で聞きますから結構です。この3歳児にやる子育て応援金、これは21年度単年度だけなのか、あるいは継続なのか、あるいは町長が公約をした保育料値下げのためにやる、町長の任期中だけの事業なのか、お聞きをしたいと思います。

それから、テニスコートの件でございますけれども、町長も実施計画に上がってきちんと計画どおり施設改良を計画をしている実施計画の中で実施をするということでございますけれども、この実施計画のローリング、3年ごとにローリング、1年ごとにローリング、3年間の計画を立て、1年ごとにローリングをしていくわけなんですよね。そういうふうに私は理解をしているわけですが、このテニスコートの改修は一番最初実施計画に上がったのは何年なのか、お聞きをしたいと思います。

それと、予算書の20ページでございますけれども、衛生費負担金、本年度0、前年度223万円が載っているわけなんです。これは事業を中止をしたのか、あるいは負担金を取らずに公費負担ですべてを行うようにしたのか、あるいはどういう方向でこの0になったのか、お聞きをしたいと思います。

それから予算書の49ページ、町税還付金及び還付加算金。4,800万円予算に組み、予備費において同じぐらいの4,000何百万円でしたか、4,500万

円ぐらいを還付金に留保したいという話でございました。これがいま現在、現在おおよそ予測される予納、予納金と申しますか、予定納税と申しますか、町に納められているお金が、税金がどのぐらいの額あるのか、お聞かせください。

○議長（内堀千恵子君） 小平町民課長。

○町民課長（小平嘉之君） お答えします。

子育て応援金の何年までやるかということなのですが、いま要綱を作成した中では、町長の在任期間の平成22年度、つまり平成23年3月31日ということで、2年間ということで要綱は作成いたしました。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 荻原教育次長。

○教育次長（荻原眞一君） 実施計画に上げた年度ということですよ。

○3番（武井 武君） そうです。

○教育次長（荻原眞一君） 先ほどの朝倉議員にもお答えしたとおり、笹沢議員から質問いただいたのが19年ですから、当然それから間に合う範囲の中の20年度で上げたということでございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） 予算書20ページの衛生費負担金が、本年度の計上額が0であるということについてのお問い合わせでございますけれども、これは集団検診で個々にご負担をいただいていたお金でございます。胃検診、子宮がん、マンモグラフィー、前立腺がん、かつ痰検査等々でございますけれども、これにつきましては、事務効率を向上させる、要するに事務を簡素化していくうえから、21年度からは、同額の個人負担を検診期間に直接収納していただくと。で、契約した委託料から個人負担金を控除した額を検診業者と、検診機関と決済をするということで、予算の計上はございません。以上でございます。運営していく、検診自体の状況は変わってございません。ですから、歳出の方でも検診委託料はその分削ってございますけれども、検診率を上げていって多くの方に検診していただきたいということで、受診される方も増えてきておりますので、その落ち込み方は、要するに歳出の方の落ち込み方は少なくなっております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 清水税務課長。

（税務課長 清水成信君 登壇）

○税務課長（清水成信君） それではお答えをいたします。

先ほど、法人税の関係で、平成20年度の予定納税額はどのくらいかということですが、現状で見ていく中で、9,770万円ほどになるかと思えます。それで、この中には均等割も含めてありますけれども。

それで、少し申し上げますが、町内大手企業、ミネベア、シチズンファインテックみやた、それからシチズンマシナリー、3社で約7,300万円ほどになります。それで21年度予算の関係で、税務課での予算の中で還付、4,800万円ほど計上させていただいてあります。通常の例年のほかの税を含めた還付、約500万円くらい見てあります。それから残り4,300万円については、1つはミネベア(株)の方で租税条約によるところの税額控除対象という中で、その還付で3,000万円ほど発生することがほぼ確実にっております。それから残り1,300万円くらいがその他の部分を含めた中での予定納税に対する還付を見込んだところであります。

それから、この最悪の景気悪化という中で、実際にはこの5月6月に確定申告が出てきますので、あくまでも想定の中での見込みでやってあるんですが、最悪を想定しますと、やはり大手企業等を含めた中で還付が4,800万円くらい、最悪の状態が出てくるのではないかという想定の中で、ある程度予備費の方でも見ておいていただきたいということで載せさせていただきました。

また、実際の還付、確定申告に伴って額が確定してからの対応でもいいんですけども、そうしますと、その後で補正予算等をお願いしていく中で、還付加算金等も出てきますので、あらかじめこの状況を想定した中で予備費の方でも見させていただいたということでありまして。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） 先ほど、市村議員に、質疑じゃないよ、質問だよと言って申し上げましたけれども、一般質問の中でその3年間のローリングをお聞きをしてみたいと思いますので、ご準備をいただきたいと思います。というのは、いろいろな体育施設、いろいろな中で施設改良を要望をされて、3年間の中でローリングをしてきていると思うんです。どういう理由でどういうものを落とし、なぜこのテニスコートをいま朝倉議員じゃございませんけれども、この財政非常に厳しい、100年に一度の大不況の中で、これを実施しなければならないか、これも町長と少々議論をしてみたいと、このように思います。終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 1 5 議案第 1 2 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） それでは議案書の 2 9 ページをお願いいたします。

議案第 1 2 号 平成 2 1 年度御代田町御代田財産区特別会計予算案についてご説明をいたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 1 年度御代田町の御代田財産区特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 1 , 2 9 8 万 3 , 0 0 0 円とする。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

平成 2 1 年 2 月 1 8 日同意ということで、御代田財産区管理会会長、尾台昭雄ということで、管理会で同意を得ております。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算。歳入。款、項。

款 1、財産収入。項 1、財産運用収入。本年度の予算額で 7 7 8 万円です。内容は、土地の貸付料で 7 2 0 万円、それから財調の利子で 5 8 万円です。

それから項 2、財産売り払い収入で 1 , 0 0 0 円ということで、科目設定でございます。

款 2、繰入金。項 1、基金繰入金。520 万円。これにつきましては、財政調整基金の繰入でございます。

款 3、繰越金。項 1、繰越金。予算額 1,000 円。科目の設定でございます。

款 4、諸収入。項 1、雑入。予算額 1,000 円。科目の設定でございます。

歳入合計で 1,298 万 3,000 円でございます。

3 ページをお願いいたします。歳出。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。本年度の予算額で 128 万円でございます。財産管理経費で 1,220 万円、それから財調基金で財政調整基金の積立金で 60 万円。前年度比で 90 万円の増加ということになっておりますけれども、これにつきましては、財産区有地の管理委託料ですけれども、これが 80 万円、1 区当たり 10 万円ずつ増加ということで増えております。

款 2、予備費。項 1、予備費。本年度の予算額 18 万 3,000 円でございます。この 18 万 3,000 円で歳入歳出を調整をさせていただきまして、歳出合計で 1,298 万 3,000 円でございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 16 議案第 13 号 平成 21 年度御代田町小沼地区財産管理

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 16 議案第 13 号 平成 21 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 30 ページをお願いいたします。

議案第 13 号 平成 21 年度御代田町小沼地区財産管理特別会計予算案につい

て、ご説明を申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の小沼地区財産管理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ360万6,000円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

平成21年2月18日同意。小沼地区財産管理委員会委員長、金澤正ということで、2月18日の日に同意をいただいております。

次のページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算。歳入。

款1、財産収入。項1、財産運用収入。40万3,000円です。主なものですが、財政調整基金の利子の40万円、それから土地の貸付料の3,000円でございます。

項2、財産売り払い収入。1,000円。科目の設定でございます。

款2、繰入金。項1、基金繰入金。320万円。これは財政調整基金の繰入金でございます。

それから款3、繰越金。項1、繰越金。予算額1,000円。科目の設定でございます。

款4、諸収入。項2、雑入。予算額1,000円。これも科目の設定でございます。

歳入合計で360万6,000円です。

次のページ、3ページをお願いいたします。歳出。

款1、総務費。項1、総務管理費。本年度予算額348万1,000円。財産管理経費で308万1,000円。それから財政調整基金の積立金で40万円でございます。

款2、予備費。項1、予備費。本年度予算額12万5,000円でございます。この12万5,000円で歳入歳出を調整させていただきまして、歳出合計で360万6,000円でございます。以上でございます。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 17 議案第 14 号 平成 21 年度御代田町国民健康保険事業勘定

特別会計予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 17 議案第 14 号 平成 21 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の 31 ページをお願いいたします。

議案第 14 号 平成 21 年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計予算案についてでございます。

ご説明申し上げます。

平成 21 年度の国保特会の予算は、歳入歳出総額 14 億 1,817 万 5,000 円で、対前年で 3,276 万 1,000 円、2.4% の増となっております。

特徴的な状況を申し上げますと、歳入において国保税の対前年で 3,000 万円近く減少しておりますが、これは前年度当初の見込みが過大であったために生じたもので、平成 20 年度予算についても、今議会に上程いたしまして、補正 4 号で調整をさせていただいております。

一方、歳出では、近年の実績から高額療養費を多く見込んでおります。これに伴いまして、共同事業関連の歳入歳出予算が伸びている状況でございます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 21 年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 14 億 1,817 万 5,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第1表歳入歳出予算による。

(一時借入金)第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時金借入金の借入の最高額は、3,000万円と定める。

歳出予算の流用については記載のとおりでございます。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算、歳入でございます。

款1、国民健康保険税。項1、国民健康保険税。4億26万1,000円でございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。20万円。督促手数料等でございます。

款3、国庫支出金。項1、国庫負担金。3億740万4,000円。

項2、国庫補助金。7,789万7,000円でございます。

款4、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。3,789万2,000円であります。

款5、前期高齢者交付金。項1、前期高齢者交付金。1億9,746万5,000円でございます。

款6、県支出金。項1、県負担金。796万9,000円。

項2、県補助金。7,198万3,000円。

款8、共同事業交付金。項1、共同事業交付金。1億8,418万9,000円でございます。

款9、財産収入。項1、財産運用収入。1,000円。これは項目取りであります。

款10、繰入金。項1、他会計繰入金。7,921万円でございます。

3ページをお願いいたします。

項2、基金繰入金でございます。本年度予算額3,200万円ということであり
ます。

款11、繰越金。項1、繰越金。2,000万円。

款12、諸収入。項1、延滞金加算金及び過料ということで、100万1,000円を計上いたしました。

その下の貸付金元利収入は、本年度の予算計上はございません。

項 3、受託事業収入ということで、40万円。

項 4、雑入ということで30万3,000円を見込みました。

歳入合計、14億1,817万5,000円となります。

次に4ページをお願いいたします。歳出でございます。

款 1、総務費。項 1、総務管理費。459万3,000円。

項 2、徴税費。396万3,000円。

項 3、運営協議会費。18万円。

款 2、保険給付費。項 1、療養諸費。7億9,731万6,000円。

項 2、高額療養費。8,741万1,000円。

項 3、出産育児一時金。1,330万円。

項 4、葬祭諸費。80万円。

款 3、後期高齢者支援金等。項 1、後期高齢者支援金等でございますが、1億9,121万3,000円でございます。

款 4、前期高齢者納付金等。項 1、前期高齢者納付金。29万5,000円でございます。

款 5、老人保健拠出金。項 1、老人保健拠出金。1万5,000円でございます。

款 6、介護納付金。項 1、介護納付金。7,915万3,000円であります。

款 7、共同事業拠出金。項 1、共同事業拠出金。1億8,419万円あります。

款 8、保健事業。

5ページをお願いします。

項 1、特定健康診査等事業費で1,027万円。

項 2、保健事業費で706万2,000円。

款 10、公債費。項 1、公債費。6万円。

款 11、諸支出金。項 1、償還金及び還付加算金。1,457万7,000円あります。

款 12、予備費。項 1、予備費。2,377万7,000円。

歳出合計が14億1,817万5,000円。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

(7 番 市村千恵子君 登壇)

○ 7 番 (市村千恵子君) 7 番、市村千恵子です。

3 点ほどお聞きいたします。

いま、担当課長の説明にもありましたように、今回、国民健康保険税が 2 , 9 0 0 万円ほど減額ということは、前年度の過大、見込みが過大であったということではありますけれども、この 2 1 年度の国保全体の、国保会計の状況はどんな状況なんでしょうか。

それから、滞納者が年々増えているのではないかと思うんですが、この経済状況の中ではそういう傾向があると思うんですが、その滞納の動向はどういうふうになっているのか。

また、2 点目ですが、2 0 年度に制度改正になって、退職者医療制度というのが廃止ということですかね、いままで退職者制度というのがあって、その以前に入っていた社会保険から国保に入ってきた人は、その社会保険の方から拠出金という形で来ていた部分があったんですが、その制度が廃止されて、今度一般被保険者の方になっていっちゃうわけですが、この 7 5 歳だったものが 6 5 歳未満に、1 0 歳引き下げられて、一般の方に入っていくわけですが、この影響というのは、国保会計に占めるこの制度改正の影響というのは、どうなのか。また、額がわかりましたらということですね、影響額。

3 点目ですけれども、本当にこの国保会計は、後期高齢者医療制度が始まって 7 5 歳以上の方がみんな後期の方に移ってしまった中、今度はこの国保の中での特定健診の受診率が上がっていかないと、支援金の 1 割をカットされるか、またはもらえるかというところでは、この支援金も昨年度では 1 億 7 , 0 0 0 万円ですか、それが今度ではもう 2 1 年度では 1 億 9 , 0 0 0 万円。これが年々上がっていけば、本当にこの特定健診率の動向によっては、大きな金額が減額されるかももらえるかということになるので、町も一生懸命その受診率を上げようとやっていると思うんですが、今年度の、今年度といたしますか、最初に数値目標を立てたわけですけれども、2 0 年度の到達で、そして更には今年度は何パーセントを目標にやるのか、その特定健

診の受診率の数値目標の点についてもお願いします。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） お答えいたします。

国保会計の状況ということで、国保会計の推移を見てまいりますと、保険給付費では、平成15年で5億9,000万円余から右肩上がりに上昇してまいりまして、平成20年度は8億8,000万円余と見込まれます。これに対して、保険税では税率改正を平成16、12年と、2度行っておりますが、歳出の増大に見合うほどは税収が伸びておりません。この結果、各年度の単年度収支で黒字となりましたのは、平成16年度と18年度のみであります。19年度の赤字は2,200万円余で、20年度は赤字額が更に増えるのではないかと見込まれます。21年度予算でも基金からの繰入を3,200万円見込んでおります。20年度では見込みを大きく上回ります8,000万円余の繰越金がございますが、基金からの繰入は行わずに済みそうな状況でございますけれども、21年度ではこれほど大きな繰越金は見込めないことから、引き続き厳しい状況であろうと思います。

それから、滞納の状況については、税務課長の方から答えていただきますので、私の関係の方では退職者医療制度の改正の関係でございますけれども、市村議員おっしゃったとおり、対象年齢の引き下げによりまして、4月1日現在で退職被保険者から一般被保険者に移行した方は612名でした。退職被保険者の医療費給付につきましては、支払基金より療養給付費交付金ということで、これは療養給付費と療養費と高額療養費の総額から、この退職被保険者の税額相当分を控除した額でありますけれども、ですから、かかったものとその対象の人たちから入ってくる税額の差額を交付を受けてきているんですけれども、一般被保険者に移行したことによりまして、国からの34%に相当する額の療養給付費負担金と、残りの16%については、国と県の調整交付金で補助を受けるということになりまして、補助率は下がりました。これを補てんするために、20年度から高齢者の医療の確保に関する法律の改正が行われまして、前々年度の65歳から74歳、今回影響の出た方のものなんです、これらの加入者等の実績により、前期高齢者交付金が交付される制度にかわってきております。しかしながら、今年度におきましては、概算交付でございますが、2年後に精算を行うということで、実質的な影響額につきましては、現段階では明確にはできません。

次に、特定健診の関係でございますけれども、平成20年度の特定健診受診率の目標は45%でございます。以後、各年5%ずつ目標値を上げていきまして、24年度には65%を達成させたいという計画でございます。ですから、21年は50%、22年が55%というような状況で考えております。

ここまでの状況を見てきて、本年度では受診率が40%を少し超えるぐらいのところになるとういうふうに考えております。当初の目標値がちょっと高い目標値を設定してあったようで、これを達成することはできませんでしたが、近隣と比べてもまずまずの成果であるとういうふうに思います。引き続き広報等で周知に努めるとともに、保健指導員の皆さんの協力を得て、受診率アップに努めてまいりたいと、こんなふうに考えております。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 清水税務課長。

○税務課長（清水成信君） それでは国民健康保険事業の中での国保税の滞納者の動向と申しますか、現状ということでございますが、現在、滞納者総数で申しますと903名ほどおります。滞納額で1億3,914万6,000円ということでございます。それで、19年度以前の滞納繰越の関係ですが、この内訳になります。現在で454人ということでありまして。滞納額で9,428万4,000円ということでありまして。昨年の6月から滞納整理等を行っている中で、この間で127名ほど、税額でいうと1,461万4,000円ほど減少させたとういうか、徴収をしてきたとういう経過がございます。

それから、現年度、20年度についてですけれども、この2月25日現在で滞納者数705人おります。税額で4,486万2,000円でございます。このうち、460名余りは、いわゆる現年度以外に滞納がない新規の滞納者とういうような形になるわけなんです。額にすると2,220万円ほどでございます。この中身等を見ていきますと、大半が1期分あるいは2期分の年度の中の部分的なところで納付が遅れているようなものが結構多いとういうことで、これについては督促状あるいは電話で個々の納付を促したり、あるいはまた、滞繰については高額の滞繰案件については、現在もやっておりますけれども、給与ですとか預金の調査あるいは差押え等、滞繰整理を強化しているとういう状況でございます。

いずれにしても、現在のこの大変な不況の状況の中で、派遣切り等で失業者が増えているとういう状況もあります。こういった中で、逆に国保の加入者も増えて、こ

れから増えていくのではないかなというように想定されるわけですがけれども、いずれにしても国保税に限らず、町税全体を含めた中での税込確保に努めていきたいということで考えております。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） いま、滞納の状況を説明していただいたわけですがけれども、新規に460名とかがこう、いるわけですがけれども、そうすると、新規の場合はあれですがけれども、そのほかの300何十名に関して、それからいま現在資格証明書、1年間滞納するということなんですが、この資格証明書の発行については、去年の12月の国会で、救済法というのが成立した中で、中学生、子どもがいる世帯には無条件といいますか、できるだけ短期保険証を交付するというような国からの、国でそういう救済法が成立したということになって、町はどのような扱いをこれからする考えですか。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） 資格証明書の発行の状況につきましては、2月末現在で123世帯に対して資格証明書を発行してございます。それから中学生以下の子どもに対する短期保険証の交付についてでございますけれども、必要な医療を受けられない子どもの発生を防ぐということを目的に、本年1月から6カ月間の短期被保険者証を交付してございます。初回の交付に際しまして、短期被保険者証交付と納税相談の実施について、来庁を促す文書を持参しまして、対象世帯の戸別訪問を行ってまいりました。厚生労働省からの留意点も考慮しまして、これ、無条件というのとはちょっと違うんですけれども、必要に応じて弁明書の提出を受けまして、滞納世帯の特別な事情、これを把握したうえで、6カ月の被保険者証を交付してきております。6カ月ですから、有効期限がまた切れますので、これが切れる前に再度面接を行って交付をしていくというふうに考えてございます。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） はい、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 18 議案第 15 号 平成 21 年度御代田町老人保健医療

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 18 議案第 15 号 平成 21 年度御代田町老人保健医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の 32 ページをお願いいたします。

議案第 15 号 平成 21 年度御代田町老人保健医療特別会計予算案についてでございます。

ご説明を申し上げます。

平成 21 年度の老人保健特会の予算は、歳入歳出総額で 214 万 9,000 円で、対前年では 1 億 1,616 万 2,000 円、98.2% の減となっております。20 年度からは、後期高齢者医療制度に移行したために、今後の本特会では、医療費の正規遅れ分の残務処理を行っていくということで、非常に小さい数字になってきております。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 21 年度御代田町の老人保健医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 214 万 9,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算。歳入でございます。

款 1、支払基金交付金。項 1、支払基金交付金でございますが、医療費に関する交付金であります。

款 2、国庫支出金。項 1、国庫負担金。47 万 6,000 円。医療費負担金ということでございまして、47 万 5,000 円と、それから過年度分の負担金という

ことで、1,000円。47万6,000円であります。

款3、県支出金。項1、県負担金。11万8,000円でございますが、医療費分の12分の1と同じく年金支給分の12分の1ということで、県から負担金として支払われるものであります。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金でございますが、78万9,000円。これは基準内繰入が8万3,000円、現金支給分が3万5,000円、それから基準外繰入ということで予備費として10万円、一般管理経費分として57万1,000円でございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。1,000円でございます。項目取りであります。

款6、諸収入。項1、延滞金及び加算金。2,000円の計上であります。

項2、雑入。3,000円の計上でございます。

歳入合計、214万9,000円であります。

続きまして歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。20万8,000円でございますけれども、事務の関係の臨時職員、消耗品ですとか電算処理委託料等であります。

款2、医療諸費。項1、医療諸費でございますが、147万3,000円でございます。これにつきましては、支払い請求が遅れてきた分の給付費であります。

それから款3、諸支出金。項1、償還金。36万5,000円でございます。これにつきましては、診療報酬支払基金交付金の国庫補助金超過分の償還分を見込んでございます。

項3、繰出金であります。繰出金は3,000円ということで精算見込額を繰り出す予定で、3項目、支払基金医療費交付金それから支払基金審査支払手数料交付金、国庫医療負担金のそれぞれ繰り出し1,000円ずつを見込んでございます。

款4、予備費。項1、予備費。10万円の計上であります。

歳出合計、214万9,000円。

以上でございます。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 19 議案第 16 号 平成 21 年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 19 議案第 16 号 平成 21 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の 33 ページをお願いいたします。

議案第 16 号 平成 21 年度御代田町介護保険事業勘定特別会計予算案についてであります。

ご説明申し上げます。

21 年度の介護保険特会の予算は、歳入歳出総額 9 億 2,802 万 5,000 円で、前年対比で 3,062 万 1,000 円、3.4% の増となっております。

特徴的な状況を申し上げますと、歳出では介護報酬の引き上げ及び認定者の増加により、保険給付費が 4,400 万円余増加するものと見込んでおります。これにともなって、歳入で国庫支出金、支払基金交付金、県支出金等の見込みも多くなってきております。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 21 年度御代田町の介護保険事業勘定特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 9 億 2,802 万 5,000 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

(一時借入金) 第 2 条 地方自治法第 235 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入の最高額は 1 億円と定める。

歳出予算の流用については記載のとおりであります。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算。歳入でございます。

款 1、保険料。項 1、介護保険料で 1 億 6,631 万 7,000 円を見込んでございます。保険料でございます。

款 2、分担金及び負担金。項 1、負担金。117 万 7,000 円を見込んでございます。これは予防事業の利用者負担金であります。

款 3、使用料及び手数料。項 1、手数料でございますけれども、督促手数料 1 万 8,000 円でございます。

款 4、国庫支出金。項 1、国庫負担金。介護給付費に対する国庫負担であります。1 億 5,675 万 8,000 円であります。

それから項 2、国庫補助金であります。6,479 万 1,000 円。調整交付金であります。

それから款 5、支払基金交付金。項 1、支払基金交付金であります。2 億 6,641 万 4,000 円あります。介護給付費に対する支払基金からの交付金であります。

それから款 6、県支出金。項 1、県負担金。1 億 2,714 万 1,000 円あります。これにつきましては、先ほど国庫で申しました分の県費分であります。

それから財政安定化基金支出金、本年度は計上ありません。

項 3、県補助金であります。360 万 7,000 円でございます。これにつきましても、先ほどの国庫と同じ状況の県費分であります。

それから款 8、繰入金。項 1、他会計繰入金でございます。1 億 2,830 万 6,000 円あります。これにつきましては、一般会計からの繰入でございます。介護給付費分の繰入が 1 億 900 万円、それから一般経費等の繰入で 290 万円余ということでございます。

それから款 9、繰越金。項 1、繰越金。1,000 万円を繰越金として見込んでございます。

款 10、諸収入。3 ページをお願いいたします。

項 1、延滞金 1,000 円。

項 2、サービス収入。349 万 2,000 円。これにつきましては、ケアプラン

作成の手数料でございます。

それから項3、雑入。3,000円を見込みました。

歳入合計、9億2,802万5,000円となります。

続きまして歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務費。1,449万2,000円ということで、介護保険の臨時職員賃金ですとか人件費も含まれてございます。

それから款2、保険給付費ということで、項1、保険給付費で8億7,359万6,000円でございます。介護サービスに対する給付であります。

財政安定化基金拠出金については、本年度はございません。

款4、地域支援事業費。項1、介護予防事業費ということで、1,568万7,000円。介護予防に関する経費であります。

それから項2、包括的支援事業。任意事業経費ということで、1,375万4,000円ありますが、これは包括支援センター等の経費であります。

款5、基金積立金。項1、基金積立金ということで1,000円、これは科目取りでございます。

款6、諸支出金。項1、諸支出金。1,000円。これも科目取りであります。繰出金については今回は計上ございません。

それから公債費についても今年度計上ございません。

款8、予備費。項1、予備費。1,049万4,000円を計上いたしました。歳出合計が9億2,802万5,000円ということでございます。

以上であります。よろしくご審議のほど、お認めいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午後 2時55分）

(休 憩)

(午後 3 時 1 0 分)

○議長(内堀千恵子君) 休憩前に引き続き、本会議を開催いたします。

- - - 日程第 2 0 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療

特別会計予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 2 0 議案第 1 7 号 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の 3 4 ページをお願いいたします。

議案第 1 7 号 平成 2 1 年度御代田町後期高齢者医療特別会計予算案についてであります。

ご説明申し上げます。

平成 2 1 年度の後期高齢者医療特会は、歳入歳出総額が 9 , 5 4 5 万 9 , 0 0 0 円で、対前年で 1 8 9 万 8 , 0 0 0 円、1 . 9 % の減となっております。

歳入におきましては、保険料軽減策の拡大により、保険料が減少し、保険基盤安定、人間ドック補助等の一般会計繰入金が増えてございます。

歳出では、保険料が減少したことに伴い、広域連合納付金が減少しています。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 1 年度御代田町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 9 , 5 4 5 万 9 , 0 0 0 円と定める。

2、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、第 1 表歳入歳出予算による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算。歳入でございます。

後期高齢者医療保険料。項 1、後期高齢者医療保険料でございます。6 , 8 9 6 万

3,000円でございますが、これにつきましては年金からの特別徴収が4,800万円余、普通徴収で2,000万円余、滞納繰越分で20万円ほどを見込んでございます。

款2、使用料及び手数料。項1、手数料。4万円。督促手数料であります。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金であります。一番大きなものとしたしましては、保険基盤安定繰入金ということで、2,220万円ほどを見込んでございます。

款5、繰越金。項1、繰越金。1,000円。これにつきましては、項目取りであります。

款6、諸収入。項1、延滞金加算金及び過料。5,000円。

項2、償還金及び還付加算金。2,000円。

項5、雑入。125万円でございますが、健診事業の広域連合支出金であります。続きまして歳出でございます。

款1、総務費。項1、総務管理費。155万6,000円。これにつきましては、事務の一般管理経費でございます。

それから項2、徴収費ということで、49万円。これにつきましては、賦課徴収のための印刷製本等であります。

それから款2、後期高齢者医療広域連合納付金。項1、後期高齢者医療広域連合納付金。9,122万1,000円でございます。広域連合への納付金であります。

款3、諸支出金。項1、償還金及び還付加算金。1,000円。項目取りであります。

款4、保健事業費。項1、健診事業費。126万円でございますが、健診事業に要する消耗品委託料でございます。

それから項2、保健事業費。90万円でございますが、人間ドックの補助金でございます。

款5、予備費。項1、予備費。3万1,000円でございます。歳出合計が9,545万9,000円ということでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

市村議員。

(7 番 市村千恵子君 登壇)

○ 7 番 (市村千恵子君) 7 番、市村千恵子です。

いま、後期高齢者の説明をされたわけですけれども、20年度6月12日に国の方で軽減措置というのが拡大されてきたわけですが、この21年度の保険料というのもその軽減措置が継続されるのか、1点。

それと、もう1年経過した中で、1年間滞納すると資格証明書が発行されるということですが、滞納者は現在いるのか、また、その対応についてはどうなるのか、この点についてお願いします。

○ 議長 (内堀千恵子君) 土屋保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○ 保健福祉課長 (土屋和明君) お答えをいたします。

21年度以降の保険料軽減措置の状況についてでありますけれども、今年21年度の後期高齢者医療保険料等につきましては、県の広域連合の試算により計上をしております。軽減措置の状況につきましては、平成21年度の見込み被保険者数1,644名のうち、7割軽減対象者が567名、5割軽減対象者が51名、2割軽減対象者が110名、それから9割軽減対象者285名で、合計1,013名になる見込みでございます。この9割軽減というのは、平成21年度から新たに設けられる軽減措置でございます。7割軽減対象者のうちの世帯に属する後期高齢者医療被保険者全員が、全員の年金収入が80万円以下の世帯の方が対象で9割軽減を行うと。最終的な数字につきましては、20年度の所得が確定した後、正式な軽減対象者数が判明してくるという状況でございます。

それから、21年度の被保険者の扶養だった方への軽減措置の状況でございますが、特例措置として、所得割がかからず均等割の9割が軽減になってございます。平成20年度は、4月から9月の前期については納付免除、それから10月から3月の間は所得割がかかりませんで、均等割の9割が軽減されたということから、実質的には95%の軽減になってございます。平成21年度の対象者は、292名になる見込みでございます。

それから、滞納の状況でございますけれども、普通徴収・特別徴収で、普通徴収

が3,600万円余でございますけれども、こちらにつきましては、収納率は100%でございます。普通徴収、要するに配付した納付告知書で納めていただく方でございますけれども、調定額が1,736万5,900円に対しまして、2月末で納入済みが1,686万5,900円ということで、97.12%の収納率でございます。50万円ちょうどが滞納額として出てきております。滞納者数はこの時点で35名いらっしゃいまして、うち前期未納者、1回もお支払いいただいていない方が5名いらっしゃいました。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） それでその資格証明、1年間滞納すると、資格証明書はどういうような対応をされるのか。

○議長（内堀千恵子君） 土屋保健福祉課長。

○保健福祉課長（土屋和明君） 資格証明書の件につきまして、この制度におきましても、保険料を滞納している被保険者が納期限から1年を経過するまでの間に納付しない場合には、特別の事情があると認められる場合を除き、資格証明書を発行する仕組みになっております。これは国民健康保険やなんかと同じですね。しかし、政府与党の決定により、『相当の収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質なものに限り適用する』ということになってございますので、県内で統一的な基準を設定するよう、広域連合に現在要望しているところでございますけれども、当分の間につきましては、そういった状況で資格証明書の交付を検討している事案が発生した場合には、事前に広域連合に報告して、双方で検討していくことになってございます。以上であります。

○議長（内堀千恵子君） 市村議員。

○7番（市村千恵子君） 終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかにご質疑のある方、挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

○議長（内堀千恵子君） 日程第21 議案第18号 平成21年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の35ページをお願いいたします。

議案第18号 平成21年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計予算案について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1,825万2,000円と定める。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。まず歳入でございます。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。1,016万4,000円でございます。これは、償還金に対する一般会計からの繰入ということでございます。

2の繰越金。1、繰越金。前年度からの繰越ということで1,000円でございます。

3の諸収入。項1、貸付金元利収入。780万円でございます。これにつきましては、現年分改修が3件、それから宅地27件、新築21件、それと未償還分の収入を見込んだ額でございます。

それから2、延滞金及び加算金。1,000円でございます。

4の県支出金。項1、県補助金でございますが、28万6,000円で、これは事務費に対する県からの補助金でございます。

歳入合計、1,825万2,000円でございます。

次に3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、土木費。項1、住宅費。40万円ございまして、これは事務的経費でございます。

それから2の公債費。1の公債費でございますが、借入金の元利償還金支払いと

いうことで、1,785万2,000円でございます。

歳出合計、1,825万2,000円でございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第22 議案第19号 平成21年度御代田町簡易水道事業

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第22 議案第19号 平成21年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の36ページをお願いいたします。

議案第19号 平成21年度御代田町簡易水道事業特別会計予算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ7,964万7,000円と定める。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。まず歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。6,997万6,000円でございます。これにつきましては、年間のいわゆる料金の対象となる有収水量でございますが、約34万トンということで見込んでございます。

それから項2、手数料。これは閉開栓手数料でございまして、50万7,000円でございます。

それから2の分担金及び負担金。1、負担金。509万5,000円でございます。これにつきましては、水道への新規加入金等でございます。

それから3の財産収入。財産運用収入でございます。123万1,000円。これは基金の積立の利子でございます。

それから4の繰入金。他会計繰入金。273万5,000円。これは小沼簡水との案分経費による繰入分でございます。

基金繰入金はございません。

去年、昨年度2,700万円ほど計上してございますが、これにつきましては、大きな事業があったということでございまして、今年度は計上ございません。

それから5の繰越金でございますが、1,000円でございます。

それから6の諸収入。1、延滞金及び過料10万1,000円でございます。

それから2の雑入。1,000円でございます。

歳入合計、7,964万7,000円となっております。

それから3ページをお願いいたします。歳出でございますが、款1、経営管理費。項1、総務費。3,939万4,000円。これは主には浅麓水道からの受水費、浅麓水道から水を買っているという形になってございまして、その受水費。それから起債の償還。消費税の納税というところでございます。

それから2の施設管理費。925万3,000円。これは修繕費と水質試験の費用等でございます。

それから2、建設改良費。1の建設改良事業費でございますが、326万3,000円。これは3,536万4,000円の減となっておりますが、予算の概要のときに企画財政課長からも説明がございましたとおり、清万の配水池の緊急遮断弁を昨年度工事をしてございます。今年度はそういった特別な工事、予定をしてございませんので、大きく減額となっている状況でございます。

それから3の繰出金。1、他会計繰出金。これは小沼簡易水道への繰出ということで、1,143万円でございます。

4の諸支出金。1、基金費でございまして、これは事業経営基金への積立ということで、1,000万円でございます。

それから予備費は630万7,000円。

歳出合計、7,964万7,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第23 議案第20号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第23 議案第20号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の37ページをお願いいたします。

議案第20号 平成21年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ1億1,014万2,000円と定める。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。8,888万8,000円でございます。これにつきましては、料金収入でございますが、有収水量44万トン見込んでございます。

それから2の手数料でございます。70万1,000円。閉開栓手数料等でございます。

それから款2の分担金及び負担金。負担金でございます。509万5,000円。これは新規の加入金等でございます。

それから3、財産収入。財産運用収入でございます。193万8,000円。基金の積立利子でございます。

それから4、繰入金。他会計繰入金。これは御代田簡易水道からの案分による繰入ということでございまして、1,331万7,000円でございます。

それから繰越金。1,000円でございます。

諸収入。延滞金及び過料、20万1,000円。雑入、1,000円。

歳入合計で1億1,014万2,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。6,358万円。これにつきましては、主には起債の償還、それから消費税の納税、それから光熱費等でございます。これも前年度に比較しますと、1,108万8,000円減となっておりますが、平成20年度水道ビジョンというものを策定をしておりますので、20年度で完了いたしますので、今年度計上がないということで減っております。

それから2の施設管理費。1,435万3,000円。修繕費あるいは水質試験費等でございます。

それから2の建設改良費。建設改良事業費でございますが、315万8,000円。支障管の移設等の工事を予定しております。

それから3の繰出金。他会計繰出金。これは御代田簡水へ繰り出すものでございまして、162万3,000円でございます。

それから4の諸支出金。基金費でございます。2,000万円でございます、事業経営基金への積立ということでございます。

それから予備費、742万8,000円。

歳出合計、1億1,014万2,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業

特別会計予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第 2 4 議案第 2 1 号 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは、議案書の 3 8 ページをお願いいたします。

議案第 2 1 号 平成 2 1 年度御代田町公共下水道事業特別会計予算案について、ご説明申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 1 年度御代田町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算) 第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 9 億 3 1 5 万 9 , 0 0 0 円と定める。

(地方債) 第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により、起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、第 2 表地方債による。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算。歳入でございます。

款 1、分担金及び負担金。項 1、負担金。7 , 5 9 0 万 7 , 0 0 0 円でございます。これは受益者負担金でございますして、分割分、一括分、合わせて 7 2 4 件分計上してございます。

それから 2 の使用料及び手数料。使用料でございますが、有収水量は 1 0 9 万トンと見込んでございます。2 億 4 , 7 2 3 万 5 , 0 0 0 円。前年度に比較して

1,800万円ほど増額ということでございます。

それから手数料。これは主に督促手数料でございますが、19万円。それから3の国庫支出金。国庫補助金でございますが、今年度事業を予定してございます処理場の増設、それから管渠の工事につきましての国庫補助金でございます。処理場につきましては補助率10分の5.5、事業費を9,600万円と予定してございます。それから管渠につきましては、補助率2分の1で事業費5,040万円を予定してございまして、合計7,800万円ということでございます。

それから4の繰入金。他会計繰入金でございますが、2億7,309万円。一般会計からの繰入でございます。

それから5の繰越金。前年度からの繰越を予定してございまして、1,000万円でございます。

6の諸収入。延滞金及び過料。40万1,000円。

それから2の雑入。これは8万6,000円でございます。582万1,000円。大きく減額となっておりますが、昨年度までは消費税の還付を見込んでいた部分がございまして、歳入を大きく見込んでおりましたが、本年度から還付ではなくて、逆に納税の方に転じてしまうということになりまして、大きく減額となっている原因でございます。

それから7の町債。町債でございます。2億1,825万円。これは先ほど申し上げました今年度事業に対する起債の借入額でございます。

歳入合計、9億315万9,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、土木費。項1、都市計画費。これは建設費が主でございます。処理場の増設、管渠の整備ということで、3億9,224万5,000円でございます。

2の公債費でございます。5億891万4,000円。これは起債の償還でございます。

それから予備費は200万円ということございまして、歳出合計、9億315万9,000円でございます。

今年度は処理場の増設、6池ございますところの4池分、4池目の機械電気設備工事を、21、22で工事をいたしまして、22年度末には新たに4池目を供用開始していきたいという予定でございます。

それと平成2年より進めてまいりました管路の整備につきまして、20年間費やしてきたわけですが、この21年度をもちましてひとまず完了するという予定としてございます。したがって、あと特別な開発があったとか、そういった部分を除きましては、当面管渠については整備が終わったという解釈をさせていただきます。

それから4ページでございますが、第2表地方債。起債の目的で、公共下水道事業。限度額1億3,925万円。それから資本費平準化債、これにつきましては7,900万円。合計で2億1,825万円でございます。起債の方法、利率、償還の方法等につきましては、記載のとおりでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第25 議案第22号 平成21年度御代田町農業集落排水事業

特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第25 議案第22号 平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の39ページをお願いいたします。

議案第22号 平成21年度御代田町農業集落排水事業特別会計予算案についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお開きください。

平成21年度御代田町の農業集落排水事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ2,873万9,000円と定める。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算。歳入でございます。

款1、使用料及び手数料。項1、使用料。966万円でございます、これは対象戸数151戸、有収水量4万6,000トンほど見込んでございます。

それから2の手数料。督促手数料でございます、1,000円でございます。

それから2の繰入金。他会計繰入金でございますが、一般会計からの繰入ということで、1,895万4,000円ということで予定をさせていただいております。

3の繰越金。1,000円でございます。

4の分担金及び負担金。分担金でございます、これは建設工事、維持工事ともに発生した場合、地元から7%の分担金をいただいているということでございまして、今年度維持工事を予定している部分につきまして12万2,000円、分担金ということでございます。これは236万3,000円の減額ということになってございますが、これも企画財政課長の方から予算の概要の中で説明をいたしました、昨年度は腐蝕による管渠のバイパス管ということで、工事をいたしました。それで昨年度は負担金が大きかったわけでございますが、今年度は特別な工事を予定してございませんので、減額となっております。

それから5の諸収入。延滞金及び過料。1,000円でございます。

それから国庫支出金、町債につきましては、今年度は計上ございません。昨年度事業があったということでございます。

それから3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1、農林水産業費。項1、農地費。主に施設の維持管理費でございます、1,111万8,000円。これは昨年度補助事業があったということで、大きく減額、3,387万7,000円となっております。

それから2の公債費でございます。起債の償還で1,677万1,000円。

それから3の予備費でございますが、85万円。

歳出合計、2,873万9,000円でございます。

本年度は特別な事業を予定をしてございません。維持管理を主体に管理をしていく予定でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度御代田町個別排水処理施設

整備事業特別会計予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 2 6 議案第 2 3 号 平成 2 1 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは、議案書の 4 0 ページをお願いいたします。

議案第 2 3 号 平成 2 1 年度御代田町個別排水処理施設整備事業特別会計予算案について、ご説明を申し上げます。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 1 年度御代田町の個別排水処理施設整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入、歳出、それぞれ 1 , 2 1 0 万 2 , 0 0 0 円と定める。

2 ページをお願いいたします。

第 1 表歳入歳出予算。歳入。

款 1、使用料及び手数料。項 1、使用料。合併浄化槽の使用料でございます、5 4 5 万 5 , 0 0 0 円。合併浄化槽、全基、いま 1 0 0 基ございまして、その使用料でございます。

それから手数料。督促手数料で 1 , 0 0 0 円でございます。

3 の繰入金。他会計繰入金。一般会計からの繰入で 6 6 4 万 4 , 0 0 0 円予定を

させていただいております。

それから4の繰越金。1,000円でございます。

それから諸収入。延滞金及び加算金。1,000円でございます。歳入合計、1,210万2,000円でございます。

3ページをお願いいたします。歳出。

款1、衛生費。項1、清掃費。576万2,000円。これは浄化槽の維持管理経費でございます。

2の公債費でございます。起債の償還594万円でございます。

予備費40万円で、歳出合計、1,210万2,000円でございます。

この個別排水事業につきましても、特別な事業は予定してございません。維持管理を主とした管理としております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第27 議案第24号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案

（第6号）について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第27 議案第24号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案（第6号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の41ページをお願いいたします。

議案第24号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案について補正の第6号でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ2億4,855万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ53億8,502万4,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額、並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費)第2条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、第2表繰越明許費による。

それでは、次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正でございます。今回の6号補正ですけれども、この6号補正につきましては、定額給付金事業とそれから子育て応援特別手当支給事業、この2つの内容の補正でございます。

まず、定額給付金事業について、概略ご説明をいたします。

まず、目的ですけれども、景気後退下での町民の不安に対処するため、町民への生活支援と併せて町民に広く給付することにより、地域の経済活動に資することを目的といたします。

基準日が平成21年2月1日。給付対象者、基準日に御代田町の住民基本台帳、外国人登録原票に登録されている者で、その者の属する世帯の世帯主。給付金額、給付対象者1人につきまして1万2,000円。ただし、昭和19年2月2日以前に出生した者(65歳以上の者)及び平成2年2月2日以後に出生した者(18歳以下の者)については、給付対象者1人につき2万円といたします。

続きまして子育て応援特別手当支給事業でございます。

目的は生活対策に基づき、多子世帯の幼児教育費の子育ての負担に対し配慮し、生活安心の確保を図ることを目的といたします。

基準日が平成21年2月1日。支給対象者(支給対象児童)2子以降で、平成14年4月2日から平成17年4月1日生まれの間の子どもでございます。第1子は該当にはならない。

支給対象者、基準日に御代田町の住民基本台帳、外国人登録原票に登録されていて、なおかつ対象児童の属する世帯の世帯主または世帯の構成者。支給額が3万

6,000円です。詳細につきましては資料番号2をご覧いただきたいと思います。

資料番号2をお願いいたします。6号補正でございます。網かけの部分は補正がございません。

まず款14、国庫支出金。項2、国庫補助金。補正額で2億4,855万5,000円です。

2の国庫補助金の欄をちょっと見ていただきたいと思いますが、申しわけないですが、これをちょっと見ていただきまして、この資料に、資料番号2です。済みません、ちょっと印刷のときに薄くなっちゃったらしくて、申しわけないです。

申しわけございません。資料番号2、ありますね。それをちょっとご覧ください。申しわけございません。

款14、国庫支出金。項2、国庫補助金。補正額2億4,855万5,000円。よろしいでしょうか。

内容ですけれども、子育て応援特別手当交付金で、969万5,000円。それから定額給付金給付補助金で2億3,886万円です。合計で補正額で2億4,855万5,000円です。

続きまして歳出です。款2、総務費。項1、総務管理費。補正額2億3,896万円でございます。内容ですけれども、交付金の交付額で2億2,850万円。今回の対象者ですけれども、支給対象者が1万5,043人。このうち、18歳以下が2,888人、それから65歳以上が3,110人でございます。

続きまして款3の民生費。項2の児童福祉費。補正額967万5,000円でございます。内容ですけれども、交付金954万円です。これは3万6,000円×265人ということでございます。

14の予備費で8万円の減。予備費で調整をさせていただきまして、補正額の合計で2億4,855万5,000円でございます。

続きまして予算書の4ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費。今回の補正につきましては、国の今回の国会で既にご存じだと思いますけれども、事業実施が今からということでございまして、一部の事務費を除きまして21年度に繰り越して事業を実施したいというものでございます。

款2、総務費。項1、総務管理費。事業名、定額給付金事業。金額、2億3,680万円。

それから款3、民生費。項1、児童福祉費。事業名、子育て応援特別手当事業。金額、965万1,000円でございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

議案の上程中ではありますが、会議規則第9条2項の規定により、本日の会議時間は、議事の都合により、あらかじめこれを延長いたします。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

（3番 武井 武君 登壇）

○3番（武井 武君） 3番、武井であります。

大変単純な質問で、勉強不足で済みませんが、教えてください。

昨日の新聞・テレビで見ますと、もう定額給付金第1号が支給されたということですが、御代田町はいつから、3月何日あるいは4月何日から支給をし、おおよそ完了するのが何月ごろか、教えてください。

○議長（内堀千恵子君） 古越総務課長。

（総務課長 古越敏男君 登壇）

○総務課長（古越敏男君） お答えいたします。

現在、総務課を中心に支給準備を進めているところでございます。

本日、この補正6号を可決いただきまして、それぞれ電算委託とか契約事項に入っていきます。町民の皆さんに定額給付金の通知を差し上げるのが、3月下旬を予定しております。それで到着するのが多分4月になると思いますが、4月から順次交付をしていきたいと思っております。原則口座振替でございまして、現金給付と分かれてやっていきます。その始めてから終了までは6カ月でございます。4月からいきますと9月が終了でございます。以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） そこで、麻生総理ではございませんけれども、御代田町長はこれを受け取る気持ちはありますか。

○議長（内堀千恵子君） 茂木町長。

（町長 茂木祐司君 登壇）

○町長（茂木祐司君） 法律に沿って、当然受け取る、何か私たちの場合には、寄付行為ができないというようなことを聞いていますので、受け取ることになると思います。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） はい、終わります。ありがとうございました。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

討論、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

討論なしと認めます。

これより議案第24号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

挙手、全員であります。

よって、議案第24号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案（第6号）については、原案のとおり決しました。

- - - 日程第28 議案第25号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案

（第7号）について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第28 議案第25号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の42ページをお願いいたします。

議案第25号 平成20年度御代田町一般会計補正予算案について

補正の第7号でございます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の一般会計補正予算(第7号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ2,553万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ53億5,948万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

(繰越明許費の補正)第2条 繰越明許費の追加は、第2表繰越明許費補正による。

(地方債の補正)第3条 地方債の変更は、第3表地方債補正による。

次のページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。それでは資料番号の3をお願いをしたいと思います。

まず歳入です。町税。款1の町税。町民税。補正額2,730万円。内容ですけれども、個人町民税1,810万円、法人町民税540万円。

2、固定資産税。補正額630万円。償却資産480万円。滞納繰越分150万円。

4、たばこ税。補正額260万円の減額です。内容ですけれども、喫煙本数の減少によるものでございます。

款4、配当割交付金。項1、配当割交付金。補正額370万円の減でございます。これにつきましては、県の推計値の見込みによるものでございます。

款6、地方消費税交付金。補正額794万円の減額でございます。これにつきましては、確定によるものでございます。

2ページをお願いいたします。款12、分担金及び負担金です。項1の負担金です。補正額で90万8,000円の減でございます。

款13、使用料及び手数料。項1、使用料。補正額163万5,000円の減額でございます。主なものは真ん中に書いてあります住宅使用料で、248万円の減額でございます。

2の手数料。1万4,000円の減額でございます。

款14、国庫支出金。項1、国庫負担金。補正額3,974万円の減額ござい

ます。主なものですけれども、内容のところの3行目で、公共土木施設災害復旧費負担金。これが3,332万3,000円の減額でございます。

続きまして款15、県支出金。項1、県負担金。補正額967万3,000円の減でございます。主なものですけれども、真ん中にあります保険基盤安定負担金1,088万5,000円の減でございます。

2、県補助金。補正額111万4,000円の減でございます。これは社会福祉費の補助金で88万9,000円の減でございます。

3、委託金。補正額220万4,000円の増でございます。県民徴収事務の委託金の200万円の増が主なものでございます。

16、財産収入。財産運用収入。補正額552万1,000円の増でございます。これは基金利子でございまして、財政調整基金ほかでございます。

2、財産売り払い収入。285万6,000円の減でございます。財産の売り払いが少なかったということで、減でございます。

17、寄附金。1の寄附金。24万5,000円の増。ふるさと納税4名分の増加分でございます。

18、繰入金。1、特別会計繰入金。1,141万4,000円の増でございます。介護保険特会からの繰入でございます。

20、諸収入。項2の町預金利子。120万円の増額で歳計現金の預金の利子でございます。

3の貸付金の元利収入。1,244万6,000円の増でございます。これにつきましては、地域総合整備資金償還金1,052万6,000円ということで、これも先ほどからご説明しておりますけれども、2億円貸し付けたものが既に今年度に償還が始まっているということで、それを計上させていただきました。

それから21の町債でございます。補正額2,090万円の減でございます。主なものは公共土木施設等の災害復旧事業債1,660万円の減でございます。

合計で2,553万5,000円の減ということでお願いをいたします。

次に3ページをお願いいたします。歳出でございます。

2の総務費。項1の総務管理費でございます。補正額3,797万9,000円です。これにつきましては、一番下を見ていただきたいと思いますけれども、基金の積立、減債基金ということで、5,160万円。本年度、この補正で全体を調整させ

ていただきまして、来年度繰上償還がございますので、21年度の繰上償還に備えまして5,000万円と、それから利子分を積み立てまして5,160万円の補正をお願いするものです。

2、徴税費。補正額319万円の減でございます。内容は町税の還付金及び還付加算金等でございます。

続きまして款3の民生費です。項1の社会福祉費。補正額3,415万円の減でございます。主なものですが、国保特会、保険基盤制度繰出金1,638万8,000円の減ということで、国保の特会への繰出が少なくなったということでございます。それから真ん中ほどの介護保険特別会計繰出金1,339万8,000円。これが少なくなったということでございます。

2、児童福祉費。補正額1,352万2,000円の減でございます。一番上の保育所運営費負担金903万6,000円の減ということで、たんぼぼ保育園への負担金の減、入園児の減少によるものでございます。

4、衛生費。1、保健衛生費。補正額245万8,000円の減です。

それから2、清掃費。補正額1,835万3,000円の減でございます。まず補償費の2,800万円ですが、小諸市、軽井沢町への補償費ということで1,400万円×2で2,800万円。それから調査委託料ということで、井戸沢の最終処分場の調査委託ということで、今年度事業実施をしてきたわけですが、不用なものについての補正ということで、660万円の減でございます。

続きまして6、農林水産費。3の農地費。補正額で507万8,000円の減です。主な内容ですが、県畑総負担金475万円の減でございます。

7の商工費。補正額で190万6,000円の減でございます。主な内容で工業振興奨励補助金186万4,000円の減でございます。

4ページをお願いいたします。土木費。款8、土木費。項1、土木管理費。補正額365万3,000円の減でございます。主な内容で県道改良負担金450万円の減でございます。

4の都市計画費。補正額822万4,000円の増でございます。下水道特会への繰出金で790万3,000円の増額補正でございます。

9の消防費。619万2,000円の減でございます。主な内容で、佐久広域連合への消防、301万4,000円の減でございます。

10の教育費。2の小学校費。補正額205万円。これにつきましては、南北小学校の燃料費、灯油代が安くなったということで減でございます。

3、中学校費。71万円。これについても同様の理由でございます。

4、社会教育費。補正額248万1,000円の減です。燃料費ということで、これも同様に140万円の減でございます。

続きまして11の災害復旧費。1の農林水産業施設災害復旧費。補正額で840万円の減でございます。設計委託料等、それから災害復旧工事でございます。

2の公共土木施設災害復旧費。4,732万9,000円の減でございます。これにつきましては、災害復旧工事で4,682万円の減でございます。

12の公債費。204万2,000円の減でございます。利子分につきましてはの減でございます。

14の予備費ですけれども、予備費に4,571万7,000円を補正をいたしまして、補正後の予備費が8,801万3,000円ということでございます。

それで合計で2,553万5,000円の減となります。

それでは予算書の6ページをお願いいたします。

第2表繰越明許費補正。追加ということで、この繰越明許につきましては、過日、補正予算でお願いしたわけですけれども、地域活性化生活対策臨時交付金関連の繰越でございます。

款4、衛生費。項2、清掃費。事業名、不燃ごみ等破砕機設置事業。1,470万円。

款8、土木費。項2、道路橋梁費。事業名、中島線駅前8号線舗装修繕事業。金額498万8,000円。国道大久保線道路修繕事業、639万5,000円でございます。

続きまして第3表地方債の補正でございます。

変更 起債の目的、公共土木施設等災害復旧事業。補正前の額で、限度額が3,040万円。補正後の額で限度額が1,380万円。

農林農地施設災害復旧事業。補正前が500万円。補正後が700万円。

起債の方法、利率、償還方法につきましては、補正前と同じでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

武井 武議員。

(3 番 武井 武君 登壇)

○ 3 番 (武井 武君) 3 番、武井であります。

先ほど企画財政課長の説明で、予算書の 28 ページです。

調査を、井戸沢最終処分場であります、調査を行ったけれども不用額 600 万円を減じますというお話でございました。

この予算書を見せていただくと、調査委託料が 660 万円、確かに削ってございますが、井戸沢最終処分場拡張工事経費 719 万 7,000 円、そっくり削ってあるんですね。町長、これ一番始めの当初予算のときの説明で、井戸沢最終処分場については、これこれこれこれ、これこれのことを 20 年度には行いますという説明をされて、この金額を計上したと思うんです。それから途中でこの井戸沢最終処分場の調査研究に必要だからということで、年度途中の人事異動で職員を 1 名張り付けて行う事業だったと私は記憶しているんです。なんで町長は当初この事業をどういう方法で、何の目的でやろうとしたのか、それともう 1 点、なんでここで 719 万 7,000 円を削らなければいけないのか、もうこの事業はこれでストップなのか、あるいはどうしても調査が間に合わなければ、先ほど説明がありましたとおり、翌年度に繰り越して事業を進めていただければ結構じゃないんですか。お答えください。

○ 議長 (内堀千恵子君) 茂木町長。

(町長 茂木祐司君 登壇)

○ 町長 (茂木祐司君) お答えします。

井戸沢最終処分場については、この拡張計画というのが、拡張するという考え方もあって、それでその中でその上の用地についてどうするのかという中で、いわゆるそれは調査委託料ということで、予算計上したわけです。それで、その中で議員ご指摘のように、職員を配置して井戸沢最終処分場の状況についていろいろな角度から調査活動を行って、この年度末で取りまとめを行いました。

それによりますと、現在の状況では、特別な事態が発生しない限り、現在の処理の状況が続くということになれば、あと 15 年なり 20 年の町としてのこの処分場

で間に合っていくと。更に、今回の経済対策の中で破碎機を導入しますので、これによっていっそう分別、資源化が進み、更に破碎機によって、埋め立ての目、体積が減っていくということになると、15年なり20年というそういうことで十分可能だということになりましたので、したがって、それ以上のいまのところその面積を広げる、現在の施設の上に拡張するということについては、現在その作業の必要性がなくなったということで、それについては行わないということになりました。以上です。

○議長（内堀千恵子君） 武井議員。

○3番（武井 武君） これは担当委員会、当然町民建設経済常任委員会の付託になってきますから、そこで詳しくはお聞きするわけですがけれども、町長の基本的な考え方を聞いておかないと、担当課へ聞いてもこれは答弁にならないと思いましたので、聞いたわけでありませう。

その関係で、まだ私は納得ができませんので、委員長、また議長にお願いをし、町民建設経済常任委員会に町長の出席を求めることを希望して、終わります。

○議長（内堀千恵子君） ほかに質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第29 議案第26号 平成20年度御代田町国民健康保険

事業勘定特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第29 議案第26号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の43ページをお願いいたします。

議案第26号 平成20年度御代田町国民健康保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

ご説明申し上げます。

今回の第4号補正につきましては、国保税収が当初で過大に見込んだことによる減額、及び保険給付費や老人保健拠出金の減額に伴うもので、併せて基金からの繰入と基金積立について調整を行いました。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の国民健康保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ8,177万7,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ13億8,076万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入。

国民健康保険税。項1、国民健康保険税。既定額から3,299万4,000円を減じまして、3億9,657万9,000円とするものであります。これにつきましては、現年課税分、それから後期、現年課税分で2,100万円余、後期高齢者支援金分で700万円余、介護給付費分で400万円余、それぞれ減額をさせるものであります。

それから款3、国庫支出金。項1、国庫負担金であります。既定額から1,150万5,000円を減じて、2億9,052万円とするものであります。確定によるものであります。

それから項2の国庫補助金であります。既定額に20万6,000円を加算しまして、7,665万9,000円とするものです。こちらも決定によるものです。

款4、療養給付費交付金。項1、療養給付費交付金。既定額から778万2,000円を減じて3,801万4,000円とするものです。これも交付額の確定によります。

款6、県支出金。項1、県負担金。既定額に82万9,000円を増額し、604万7,000円とするものです。これについても確定によるものです。

それから款8、共同事業交付金。項1、共同事業交付金であります。既定額に1,785万6,000円を加え、1億5,163万2,000円とするものであ

ります。これも額の確定によります。

それから款10の繰入金であります。項1、他会計繰入金で、既定額から1,638万7,000円を減額しまして、6,557万4,000円とするものです。一般会計からの繰入金であります。

それから項2、基金繰入金。既定額から3,200万円をそっくり落として、0とするものであります。

歳入合計が、既定額から8,177万7,000円を減しまして、13億8,076万5,000円とするものでございます。

続きまして3ページをお願いいたします。

款1、総務費。項1、総務管理費であります。既定額に4万3,000円を増額しまして、405万7,000円とするものであります。これにつきましては、印刷製本費に不足が生じたために増額補正を行うものであります。

項2、徴税費であります。既定額に12万7,000円を加算して395万9,000円とするものであります。これは電算事務委託料。これは円滑導入事業補助金という形で受けてきたものの加算であります。

それから款2、保険給付費であります。項1、療養諸費。既定額から2,000万円を減するものであります。実績によるものであります。

それから項4、葬祭諸費であります。既定額から132万円を減じて68万円とするものであります。これも実績によるものです。

款3、後期高齢者支援金等。項1、後期高齢者支援金等であります。既定額から3万5,000円を減じて、1億7,505万8,000円とするものであります。これも実績によるものです。

款4、前期高齢者納付金等。項1、前期高齢者納付金であります。既定額から3万7,000円を減じて、23万7,000円とするものです。これも実績によるものであります。

款5、老人保健拠出金。項1、老人保健拠出金であります。既定額から1,665万5,000円を減じて、973万7,000円とするものです。これも実績によるものです。

款6、介護納付金。項1、介護納付金。既定額から945万円を減しまして、7,963万9,000円とするものであります。これも実績によって減額するも

のであります。

款 7、共同事業拠出金。項 1、共同事業拠出金であります。既定額に 1,374 万 2,000 円を増額しまして、1 億 5,398 万 1,000 円とするものです。これも高額療養費の関係が増えてきた関係で加算をするものであります。

それから款 8、保健事業。項 1、特定健康診査等事業費ということで、既定額に 5 万 2,000 円を加算し、830 万 7,000 円とするものです。

それから項 2、保健事業費。既定額から 8 万 7,000 円を減じて、892 万 1,000 円とするものであります。

次に款 9、基金積立金でございますが、4 ページの方をご覧いただきたいと思っております。項 1、基金積立金 4,000 万円を落としまして、今年度の積立はございません。

款 12、予備費。項 1、予備費でございますが、こちらで調整をさせていただきますまして、815 万 7,000 円を減じて、予備費が 4,522 万 9,000 円という形になります。

歳出合計が、既定額から 8,177 万 7,000 円を減じまして、13 億 8,076 万 5,000 円とするものであります。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 30 議案第 27 号 平成 20 年度御代田町老人保健医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 30 議案第 27 号 平成 20 年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

(保健福祉課長 土屋和明君 登壇)

○保健福祉課長(土屋和明君) それでは議案書の44ページをお願いいたします。

議案第27号 平成20年度御代田町老人保健医療特別会計補正予算案についてであります。

老人保健事業は、精算段階に入っておりまして、請求の遅れの医療費、医療支給費等にわずかな余裕を残して、歳入歳出予算総額231万円を減額補正するものであります。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の老人保健医療特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ231万円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,966万2,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款1、支払基金交付金。項1、支払基金交付金。既定額に101万7,000円を増額いたしまして、4,732万6,000円とするものであります。これにつきましては、医療費交付金でございます。

それから款2、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から199万1,000円を減額しまして、2,900万9,000円ということでございます。これは確定によります。

款3、県支出金。項1、県負担金。既定額から82万円を減じまして718万円とするものでございます。こちらの実績、確定によるものです。

款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額から51万6,000円を減じまして、1,100万円とするものであります。

歳入合計、既定額から231万円を減じまして、9,966万2,000円となります。

3ページをお願いいたします。

歳出でございます。

款2、医療諸費。項1、医療諸費でございますが、既定額から231万円を減じ、9,272万5,000円とするものであります。

歳出合計が既定額から231万円を減じて、9,966万2,000円とするものでございます。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますよう、お願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩といたします。

（午後 4時35分）

（休 憩）

（午後 4時43分）

○議長（内堀千恵子君） 休憩前に引き続き、本会議を開催いたします。

- - - 日程第31 議案第28号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第31 議案第28号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の45ページをお願いいたします。

議案第28号 平成20年度御代田町介護保険事業勘定特別会計補正予算案についてであります。

今回の第4号補正の歳入につきましては、給付費の減に伴う国県費等の負担金、他会計繰入金、これは財政安定化基金借入金償還金を含みます。これらの減額並びに地域包括支援センター職員の給与を一般会計から組み替えをすることによって、国庫、県費の補助金、他会計繰入金、介護報酬改定に伴う国庫補助金、他会計繰入金の増額補正を行っております。

歳出につきましては、給付費の減、介護予防事業、特定高齢者把握事業の確定による減、包括的任意事業、包括支援センター職員の給与の組み替えによる増額・基金積立金、これには処遇改善臨時特例基金を含んでの増額、他会計繰出金、これは18年度一般会計より財政安定化基金償還金分繰入分の戻し等を含んでの増額補正です。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度の御代田町の介護保険事業勘定特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ1,061万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9億2,415万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入であります。

分担金及び負担金。項1、負担金。既定額から27万3,000円を減額し、73万5,000円とするものであります。これにつきましては、介護予防事業の負担金であります。

款4、国庫支出金。項1、国庫負担金。既定額から201万4,000円を減じ、1億4,801万3,000円とするものであります。これにつきましては、負担金の確定によるものであります。

それから項2、国庫補助金でございますが、既定額に918万5,000円を増額いたしまして、7,161万8,000円とするものであります。

これにつきましては、地域支援事業交付金、これは包括的支援事業任意事業分で、299万4,000円余、それから介護従事者処遇改善臨時特例交付金が699万

6,000円等であります。

款5、支払基金交付金。項1、支払基金交付金でございますが、既定額から399万9,000円を減じ、2億6,047万3,000円とするものであります。これについては医療費の確定によるものであります。

それから款6、県支出金。項1、県負担金。既定額から125万9,000円を減額しまして、1億1,817万9,000円とするものであります。これは事業費の確定によるものであります。

項3、県補助金。既定額に114万3,000円を増額して、426万3,000円とするものであります。これは国庫補助と同様に、包括的事業の県費分が上乘せされてくるものであります。

款8、繰入金。項1、他会計繰入金。既定額から1,339万8,000円を減額して、1億2,117万7,000円とするものであります。

歳入合計が、既定額から1,061万5,000円を減額して、9億2,415万6,000円とするものであります。

3ページをお願いいたします。

歳出であります。

款1、総務費。項1、総務費。既定額に10万1,000円を増額して、1,411万円とするものであります。これにつきましては電算処理委託料の39万4,000円の増額と、認定調査員共同設置経費等の29万3,000円の減等であります。

次に款2、保険給付費。項1、保険給付費。既定額から1,006万6,000円を減額しまして、8億1,911万3,000円とするものでございます。これは給付実績によるものであります。

それから款4、地域支援事業費。項1、介護予防事業費で、既定額から310万5,000円を減額して、1,417万6,000円とするものであります。これは予防事業の実績によるものであります。

それから項2、包括的支援事業任意事業費ということで、既定額に1,077万2,000円を増額いたしまして、1,594万4,000円とするものでございます。これは、包括支援センターの職員給与を一般会計から特会に振り替えるものであります。

5、基金積立金。項1、基金積立金。既定額に1,699万6,000円を増額

し、1,699万7,000円とするものであります。ここにきて初めて基金積立ができます。

款6、諸支出金。項2、繰出金。既定額に1,141万4,000円を加えて、1,400万円とするものであります。これにつきましては、一般会計へ繰り出すものでございます。

款7の公債費については、財源変更であります。

款8、予備費。こちらで調整をさせていただきますして、3,672万7,000円を減額して、1,215万3,000円とするものであります。

歳出合計、既定額から1,061万5,000円を減額し、9億2,415万6,000円とするものであります。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めいただきますようお願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第32 議案第29 平成20年度御代田町後期高齢者医療

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第32 議案第29号 平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

土屋和明保健福祉課長。

（保健福祉課長 土屋和明君 登壇）

○保健福祉課長（土屋和明君） それでは議案書の46ページをお願いいたします。

議案第29号 平成20年度御代田町後期高齢者医療特別会計補正予算案についてであります。

第4号補正についてご説明申し上げます。

歳入では、後期高齢者医療特別対策及び高齢者医療制度円滑運営事業の実施に伴う国及び後期高齢者広域連合からの補助が決定したことによる増額、それから保険料基盤安定負担分の確定による増額等であります。

歳出では、後期高齢者医療特別対策及び高齢者医療制度円滑運営事業の実施に伴うシステム改修、保険基盤安定負担金額等の確定による増額であります。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ563万円を増額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ9,164万7,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

2ページをお願いいたします。第1表歳入歳出予算補正であります。

歳入であります。後期高齢者医療保険料。項1、後期高齢者医療保険料でございますが、既定額に178万1,000円を増額し、6,469万6,000円とするものであります。ここまでの収納実績によります。

それから款2、使用料及び手数料。項1、手数料であります。既定額に1万円の増額補正であります。これは督促手数料であります。4万2,000円とするものです。

それから款4、繰入金。項1、一般会計繰入金。既定額に216万4,000円を繰り入れするものでありまして、大きなものとしては、保険基盤安定繰入金が276万4,000円、ほかには事務費の25万円の減、それから人間ドック繰入金の35万円の減等であります。

款6、諸収入。項5、雑入でございますが、60万円の増額でございます。これは特別調整交付金が50万円、それから円滑運営臨時特例交付金が10万円等あります。

それから7の国庫支出金。項1、国庫補助金であります。107万5,000円を増額して、107万5,000円とするものであります。これについては、円滑運営事業補助金でございます。

次の3ページをお願いいたします。歳出でございます。

款1、総務費。総務管理費でございますが、既定額に107万6,000円を増額し、297万5,000円とするものであります。これはシステム改修のための委託料であります。

それから款2、後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、既定額に454万6,000円を増額し、8,601万1,000円とするものです。これは広域連合への納付金であります。

それから款4、予備費でございますが、こちらで調整をさせていただきまして、8,000円を増額し、3万6,000円とするものであります。

款5の保健事業費については財源変更であります。

歳出合計が、既定額に563万円を増額いたしまして、9,164万7,000円とするものであります。

以上であります。よろしくご審議のうえ、お認めをいただきますようお願いをいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第33 議案第30号 平成20年度御代田町住宅新築資金等

貸付事業特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第33 議案第30号 平成20年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の47ページをお願いいたします。

議案第30号 平成20年度御代田町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予

算案について、ご説明をいたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款1、繰入金。項1、一般会計繰入金。補正額99万7,000円でございます。これにつきましては、現状での償還金、貸付金の回収見込みにより補正をお願いしたいというものでございます。

それから3の諸収入。貸付金元利収入。こちらを99万7,000円減額でございます。

3ページの方ですが、歳出につきましては、財源変更のみでございまして、ここでの記載はございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長(内堀千恵子君) 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第34 議案第31号 平成20年度御代田町簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長(内堀千恵子君) 日程第34 議案第31号 平成20年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の４８ページをお願いいたします。

議案第３１号 平成２０年度御代田町簡易水道事業特別会計補正予算案について、ご説明をいたします。

予算書の１ページをお願いいたします。

平成２０年度御代田町の御代田町簡易水道事業特別会計補正予算（第４号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第１条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ２００万円を追加し、歳入歳出予算の総額を、１億１，８７３万円とする。
２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正。歳入でございます。

款２、分担金及び負担金。項１、負担金。２００万円の増額でございます。これにつきましては、新規加入金の増ということでございます。

３ページをお願いいたします。歳出でございます。

款２、建設改良費。項１、建設改良事業費。２，００７万３，０００円の減額でございます。これにつきましては、清万配水池の緊急遮断弁設置工事を実施したわけでございますが、見積り時の計画設計を精査しまして、より経済的な工法に見直した結果、約半分程度の金額で初期の目的を達成できるということになりまして、それによる減額でございます。

それから４の諸支出金。基金費でございます。上記の余剰金について基金に積み立てるものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第３５ 議案第３２号 平成２０年度御代田町小沼地区簡易水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第35 議案第32号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の49ページをお願いいたします。

議案第32号 平成20年度御代田町小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算案についてご説明申し上げます。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の小沼地区簡易水道事業特別会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第1条 歳入歳出予算の総額に変更はないものとする。

2ページをお願いいたします。歳入についてはございません。

歳出でございます。

款1、経営管理費。項1、総務費。166万1,000円の減額をお願いするものでございまして、これは水道ビジョンを委託発注したわけですが、その入札差金による減額でございます。

それから4の諸支出金。基金費でございますが、上記の余剰金を基金に積み立てるといふものでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第36 議案第33号 平成20年度御代田町公共下水道事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第36 議案第33号 平成20年度御代田町公共下水道

事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

(建設課長 笠井吉一君 登壇)

○建設課長(笠井吉一君) それでは議案書の50ページをお願いいたします。

議案第33号 平成20年度御代田町公共下水道事業特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

予算書の1ページをお願いいたします。

平成20年度御代田町の公共下水道事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入、歳出、それぞれ790万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ7億345万円とする。

2ページをお願いいたします。

第1表歳入歳出予算補正。歳入でございますが、款4、繰入金。項1、他会計繰入金。790万3,000円増額をお願いするものでございまして、一般会計からの繰入金でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございますが、款1、土木費。項1、都市計画費。955万3,000円の増額をお願いするものでございます。この増額の内容でございますが、消費税の納税ということでございまして、公共下水道事業、これは上下水道すべて一緒なんです。課税選択事業者として消費税の申告を行っております。近年、この公共下水道につきましては、使用料収入が増えております。しかし、工事費が減少してきているということから、課税収入と課税仕入れのバランスが逆転をしてきてございまして、以前還付を受けていたわけですが、最近は納税に転じてしまうという現象が起きてきてしまいました。そんなことで、平成17、18、19年について、改めて消費税を納める必要が生じてございまして、補正を今回お願いをするというものでございます。

それから款2、公債費。項1、公債費でございますが、165万円の減額でございます。これは資本費平準化債の確定による減額でございます。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業

特別会計補正予算案について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 3 7 議案第 3 4 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

笠井吉一建設課長。

（建設課長 笠井吉一君 登壇）

○建設課長（笠井吉一君） それでは議案書の 5 1 ページをお願いいたします。

議案第 3 4 号 平成 2 0 年度御代田町農業集落排水事業特別会計補正予算案について、ご説明いたします。

予算書の 1 ページをお願いいたします。

平成 2 0 年度御代田町の農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額から、歳入、歳出、それぞれ 5 4 2 万 3 , 0 0 0 円を減額し、歳入歳出予算の総額を、歳入、歳出、それぞれ 5 , 8 8 2 万 7 , 0 0 0 円とする。

（地方債の補正）第 2 条 既定の地方債の変更は、第 2 表地方債補正による。

2 ページでございます。

第 1 表歳入歳出予算補正。歳入でございますが、款 2、繰入金。項 1、他会計繰入金。1 3 4 万 9 , 0 0 0 円の減額でございますして、一般会計からの繰入でございます。

4 の分担金及び負担金。分担金でございますして、3 0 万 2 , 0 0 0 円の減額でご

ざいます。これは工事に伴う地元分担金でございまして、事業確定による減額でございます。

6の国庫支出金。国庫補助金でございしますが、217万2,000円の減額でございまして、事業費確定による減でございます。

7の町債でございしますが、160万円の減額でございまして、これも事業費確定による減額でございます。

3ページをお願いいたします。

歳出でございしますが、款1、農林水産業費。項1、農地費。542万3,000円の減額でございまして、補助事業の確定による減額ということでございます。

それから4ページ、第2表地方債の補正。起債の目的でございしますが、農業集落排水事業。限度額を1,280万円から1,120万円に変更するものでございまして、起債の方法、利率、償還方法等につきましては、従前に同じでございます。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、提案理由の説明を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終結いたします。

- - - 日程第38 平成21年度御代田町土地開発公社事業計画及び

予算の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第38 平成21年度御代田町土地開発公社事業計画及び
予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の52ページをお願いいたします。

平成21年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告についてをご説明
を申し上げます。

次のページ、53ページをお願いいたします。

議案第4号 平成21年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算について

平成21年2月20日に提出をいたしまして、同日に土地開発公社の理事会で可決をいただきました。

内容ですけれども、平成21年度御代田町土地開発公社事業計画。

平成21年度御代田町土地開発公社の事業計画を、次のとおりとする。

1 用地売却計画

(1) 用地名 代替用地 坪谷地1

雪窓保育園の南側でございます。

(2) 売却予定面積 2,068.00平方メートル

(3) 売却予定金額 8,389万7,888円

次のページをお願いいたします。

平成21年度御代田町土地開発公社予算

(総則)第1条 平成21年度御代田町土地開発公社の予算は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)第2条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりとする。

収入。第1款、事業収益。第1項、公有地取得事業収益8,389万7,000円。第4項、附帯等事業収益。土地の貸付金ですけれども、1,000円。

第2款、事業収益。第1項、受取利息1,000円。

収入合計8,389万9,000円です。

支出。第1款、事業原価。第1項、公有地取得事業原価7,195万2,000円。

第2款、販売費及び一般管理費。第1項、販売費及び一般管理費20万3,000円。

第3款、事業外費用。第1項、支払利息1,030万円。

支出合計8,245万5,000円。収益的収入支出差引額144万4,000円。

次のページをお願いいたします。

(資本的収入及び支出)第3条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと

する。

収入。収入合計 0 円。

支出。第 1 款、資本的支出。第 7 項、公社債償還金及び長期借入金償還金 7 , 0 0 0 万円。

支出合計 7 , 0 0 0 万円。

次ページ以降につきましては、実施計画及びこの事業の附帯の説明書でございますので、ご覧をいただきたいと思ひます。

説明については以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、報告を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成 2 1 年度御代田町土地開発公社事業計画及び予算の報告を終わります。

- - - 日程第 3 9 平成 2 0 年度御代田町土地開発公社変更事業計画

及び第 1 回補正予算の報告について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 3 9 平成 2 0 年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第 1 回補正予算の報告についてを議題といたします。

報告を求めます。

内堀豊彦企画財政課長。

（企画財政課長 内堀豊彦君 登壇）

○企画財政課長（内堀豊彦君） 議案書の 6 9 ページをお願いいたします。

平成 2 0 年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第 1 回補正予算の報告について

次のページをお願いいたします。

議案第 3 号 平成 2 0 年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第 1 回補正予算について

平成 2 1 年 2 月 2 0 日に御代田町土地開発公社の方に提出をいたしまして、理事

会に提出いたしまして、同日に可決をいただきました。

次のページをお願いいたします。

平成20年度御代田町土地開発公社変更事業計画

平成20年度御代田町土地開発公社の事業計画を、次のように変更する。

1 用地売却計画（削除）

（1）用地名 代替用地坪谷地1

（2）売却予定面積 2,068平方メートル

（3）売却予定金額 8,392万1,676円

でございます。 次のページをお願いいたします。

平成20年度御代田町土地開発公社第1回補正予算

（総則）第1条 平成20年度御代田町土地開発公社の第1回補正予算は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）第2条 収益的収入及び支出の予定額を、次のとおりとする。

収入。第1款、事業収益。第1項、公有地取得事業収益。補正予算額8,392万1,000円の減額であります。

第4項、附帯等事業収益。補正予算額1,000円の増額でございます。

第2款、事業収益。第1項、受取利息。補正予算額0でございます。

収入合計、8,392万円の減額でございます。

続きまして支出。第1款、事業原価。第1項、公有地取得事業原価7,195万2,000円の減額でございます。

第2款、販売費及び一般管理費。第1項、販売費及び一般管理費。3万1,000円の減額でございます。

第3款、事業外費用。第1項、支払利息1,032万4,000円の減額でございます。

支出合計、8,230万7,000円の減額でございます。

収益的収入支出の差引額で17万円の減でございます。

次のページ、73ページをお願いいたします。

（資本的収入及び支出）第3条 資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

収入。第1款、資本的収入。補正額0でございます。

収入額、収入合計も0でございます。

支出。第1款、資本的支出。第7項、公社債償還金及び長期借入金償還金7,000万円の減でございます。

支出合計で7,000万円の減でございます。

次ページ以降につきましては、実施計画書附属明細書でございますので、ご覧いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（内堀千恵子君） 以上で、報告を終わります。

これより、議案に対する質疑に入ります。

質疑のある方は挙手を願ひます。

（「なし」と呼ぶ者あり）

質疑なしと認めます。

これをもって、平成20年度御代田町土地開発公社変更事業計画及び第1回補正予算の報告を終わります。

以上で、すべての議案に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第4号から議案第23号及び議案第25号から議案第34号までについては、会議規則第39条の規定により、お手元に配付してあります議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託いたしたいと思ひます。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

異議なしと認めます。

よって、議案付託表のとおり、各常任委員会に付託することに決しました。

- - - 日程第40 陳情第26号 所得割重視の国保税（料）を求める

陳情について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第40 陳情第26号 所得割重視の国保税（料）を求める陳情については、継続中でありますので、総務福祉文教常任委員会において審査

願います。

- - - 日程第 4 1 陳情第 2 7 号 介護保険料を所得比例中心に変更すること

を求める陳情について - - -

○議長（内堀千恵子君） 日程第 4 1 陳情第 2 7 号 介護保険料を所得比例中心に変更
することを求める陳情については、継続中でありますので、総務福祉文教常任委員
会において審査願います。

以上で、本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

散 会 午後 5 時 2 5 分